

訂正
標註
神皇正統記

今泉定介
畠山健
訂正標註

上卷

リ 5
4514
1



門リ存5
號 45134
卷 1-3

神皇正統記

刊行の趣意
神皇正統記の標註或ハ訂正せらるるの、近頃、こまら世にい
たり、然るも、今ま本書を刊行せば、雨後の春草の毀、恐らくハ免
れはらん、然まども、草の生ずるもと種子あまばちり、本書の刊行を
故ちてやえ、いで其のよを左に述べん
およそ、國文を普通學科の一として教ふるハ、國文學とするにあら
び、單に實用を目的とするものちり、細言すまば、平常、人々の使用す
る文章を明に解し、又おが思ふ事をはらう文章に綴りを得まば
足まりとするものちり、この目的を達せんハ、まづ、正確にして應
用便なる文法を授くるを、最良の手段ちり、然まども、文法ハ、
もと規則の列舉し、るものなれば、よ充分に語記し、りとも、
實際に施さんハ、容易の事にあらず、まして、初より一卷の文法を限
ちく覺え盡くはらんハ、少年子弟に取りて、難しとも、難きわざるを

訂正神皇正統記 刊行の趣意 一

教育書專賣所 普及

今泉定介
島山 健
訂正標註

新正 神皇正統記 標註

教育書 專賣所
東京 普及舎

昭和八年四月廿日

や、國文の讀本を授くる必要なく、に生ずるなり、こゝに、俚諺、所謂、習ふより慣れよといふ、基々たるなり、讀本を用ふる目的既に、如く、故に、其の書より、語格文法の正しく、用語普通に、意味まこと極めて平易なるを、良しとす、はまば、耳遠き古言難句の連なり、ハ、もとより、其の教科書とすべきにあらず、こゝに、熟すまば、古文家とちりて、實用に疎く、熟せられ、古今雜糅の文を作りて、拙劣見ると堪へず、其の結果一も取る所なく、徒に時を費やすのち、こゝに、こゝを、獨、余等の私言にあらず、殆、教育社會の定論にして、まこと争ふべからざる理なり、然るを、今を、今と云ふこと、中古の雅文をとりいで、普通の國語科に教授するものなき、あらず、ハ、いろよ、や、たよ、を、おれらの人々の所説なりといふを、聞くよ、用語普通に、意味あつ平易なるハ、讀めば、やがて解せらるるを、りて、教科書といふに、足らば、といふにあり、何ぞ其の見る所の異き、讀めば、やがて解せらる

ハ、即、讀本の讀本たる所以、あらずや、かゝる解し易きものを、熟讀せしめて、不知不識のうち、に、難澁なる語格文法を、會得せしむるハ、即、讀本を授くる精神にあらずや、いづづら、千年以前の古文を、教へても、今日、應用せしめんとする、妄といふ人の、外なきなり、余等密に疑ふ、かく説くもの、或ハ、普通學科中に、教ふる國文を、りて、國文學と同一視するハ、あらず、ざるなき、を、生徒も、普通の國文の上、自在、筆を舞え、まこと充分に、他人の文事を、解く事を得たらん、後ハ、多少國文學の趣味を、覺えしめんと、誠に、當然の理たるべしといへども、初より、文學上の高尚なるものを、教へんハ、謬まりといふべし、教育に従事するもの、かゝる事、心づつであるべしや、余等ハ、信ず、普通科に用ふる國文の讀本ハ、第一、語格文法の正確なるものたるべし、第二、用語の普通なるものたるべし、第三、意味の平易なるものたるべし、これを、教授する

に當りてハ、語格文法上、今人の常に誤り易きふくを指摘し、明快な思想を寫す事を教へちバ、古今雜糅の文體も、おのづから、其の跡を絶ち、普通文の改良も、求めずして得らるべきなり

余等、右の意見をもち、曩に、普通國文を編纂して世に公せしバ、幸に、多數の賛同を得て、今ハ、各地公私學校の教科書となり、發賣の部數、實に萬餘に及ぶなり、普通の國文に對して、余等と意見を同トするもの、世に尠うらばるを見るべし、然れども、同書ハ、上下僅に二冊、其の目的を達せんハ、トとより、充分なるものにあらず、折もあらバ、後篇を編纂して、こまを補えんとハ、かねて思ふ所なきと、塵事の繁忙なる、ちハ、其の意を果すこと能はず、つひに、本書を刊行して、暫、おまふ代ふる事とハるなり、本書ハ、全篇通して、雅ならず、俗ならず、專、達意を旨とせるものなり、バ、普通科に用ふる國文の讀本ハ、頗、適當なるガ如し、然れども、うらる類の書ハ、第一、文法上

の修練を要するものなるを、其の誤謬勘しとせず、うつ、時のこときハ、大う、漢文訓讀の句調より、今日の言語よあなび、是まことよ、一の瑕瑾といふべきなり、從來おこなせるものハ、更なり、近頃刊行の二三の書も、たゞ、異本を校正し、ま、標註を加へたるまでにて、おまよ注意せるものなり、余等ハ、專、この点よ心して、こまを正し、ま、文義の解し、ごときハ、ま、標註をも加へたり、は、ま、余等ハ、本書をもて、普通科に教ふる國文の讀本として、充分に價值ありと信するものなり

本書を教科書とせば、生徒をして、正格なる普通文に上達せしむるのこまらび、ま、左の數項の利益をも享けしむる事を得べし

第一、本書を讀まんものハ、神器授受の大典、皇位繼紹の尊嚴なるを知り、國體の如何を明らかにする事を得べし、これ、邦人の必し知らばるべし、らざる事なり

第二、本書を讀まんりのハ、太古より南北朝までの歴史に、不_レ通ずる事を得べし、たとひ、今の所謂歴史ハ、あらずとも

第三、本書ハ、著者が、南朝の振をざるを憤り、勤王の士を鼓舞せんが為_ニ著_シたるものなれば、讀めば、おのづから、盡忠報國の心を生_シ、治_メ居_テ亂を忘れざるを得べし

第四、本書ハ、もと達意的の文章も、叙事遊説等の文體の、ずぐれ、る所に至りてハ、多少、文學上の趣味を知る事を得べし

第五、著者ハ、文武の兩相よして、或點につきてハ、實に、空前絶後の偉人なり、本書を讀まんりの、自然、其の風采を慕ひて、大_ニ反省する事あるべし

以上、五項の利益ハ、能く、前陳の理由と相合して、この書の刊行を促すまい、ゆ_ニ記_シて、卷首に附_ス

明治二十四年十一月

訂正者 識

凡例

一、本書ハ、塙氏の群書類聚本をもとく、井上頼因翁校本および、花山院本、白山本、青蓮院本、其の他、二三の古寫本をも合せて校訂したり、井上翁校本ハ、伊勢神宮ハ神主所藏の古寫本に據りて校正せらるる本よして、其の原本、今ハ、宮内省の御物とされり、花山院本ハ、花山院家の原本により、慶安元年模寫せるより、賀茂清雄の奥書あり、白山本ハ、享祿四年、加賀國白山神主、上道朝臣氏末が寫せる本にて、今ち不_レ談社に存せり、是ハ、片假字交_リて、宣命書風にかきたり、青蓮院本ハ、應永四年の奥書あり、もと、京師青蓮院の所藏ありしを、其の本書も、ちやく失せて、今、秘閣にあるハ、その寫本ありといふ、諸本、頗_ニ異同あり、はきど、本書ハ、もとより、考證本とするよあらば、專_ニ初學の徒の讀本に供するを目的とし、たき_バ、たゞ、窳_ニ純正とおゆるりのを採りて、其の他ハ、省略せり

訂正 申_レ皇_ノ正_レ統_ノ記_ノ 凡例

四

教育書專賣所 發行

准后親房卿略傳
姓ハ源家の名を北島まこと中院と稱せり具平親王の後裔に
て大納言師重の子なり後伏見帝の御時彈正大弼の職を奉たり
一ツ花園帝の位に即らせ給ふややがて從四位下に叙せられ右近
衛中將左少辨を経て參議に任せらるぬ元應元年後醍醐帝御即位
の年中納言とちり正二位に叙せられたり五年の後まこと大納言と
なり元弘三年つひに從一位准大臣とハるりぬ准大臣ハる不今の
大臣待遇の如くかくて過ぐる事十七年薨ずるりゆきだつ事五年
後村上帝勅し給ひて親房を三宮に准し輦車にて宮城に入るを許
らせ給ひき三宮ハ太皇太后皇太后皇后宮をいふ親王もあらず
攝家にもあらずして三宮に准せられたるまことハ特例といふべ
しなり平清盛帝の外祖の故をもてこの待遇を蒙ることあるの
もはれば後世の史家も其の例ちるるに驚き々ん親房もちる不

准后親房卿略傳



卿本姓ハ源家の名を北島まこと中院と稱せり具平親王の後裔に
て大納言師重の子なり後伏見帝の御時彈正大弼の職を奉たり
一ツ花園帝の位に即らせ給ふややがて從四位下に叙せられ右近
衛中將左少辨を経て參議に任せらるぬ元應元年後醍醐帝御即位
の年中納言とちり正二位に叙せられたり五年の後まこと大納言と
なり元弘三年つひに從一位准大臣とハるりぬ准大臣ハる不今の
大臣待遇の如くかくて過ぐる事十七年薨ずるりゆきだつ事五年
後村上帝勅し給ひて親房を三宮に准し輦車にて宮城に入るを許
らせ給ひき三宮ハ太皇太后皇太后皇后宮をいふ親王もあらず
攝家にもあらずして三宮に准せられたるまことハ特例といふべ
しなり平清盛帝の外祖の故をもてこの待遇を蒙ることあるの
もはれば後世の史家も其の例ちるるに驚き々ん親房もちる不

訂正由皇正元已

准后親房卿略傳六

教育書專賣所

盛の例に外ならずと評せるもありき、そのハ、長慶帝の御母を、卿の女ちりとはいふよよきるるべけきと、これたゞ、臆測の一説たるるすき、今左に卿が終身の事業を擧げて、其の勳爵に適るるる否をを示さんとせん

はてあゝに、一の極めて遺憾るる事こそあき、そのハ諸書に、卿の生年月を載せざる事これちり、薨去の年月ハ、明らからば知られたまは、生年月をどに釋ぬる事を得ば、其齡もまこと考ふべく、も、其の齡と事業とを対照して、充分の興味も覺ゆべきを、まことに口惜しき限といふべし、たゞ、卿の還曆の壽を迎へしハ疑ふべくもあらず、公卿補任を按ずるに、卿の五朝に歴事したりしハ、確るる事實なりて、其の薨せしハ、後村上帝の正平九年ちり、この五朝とハ、後伏見、後二條、花園、後醍醐、後村上の五帝を申するに、後伏見帝の御位小即りせ給ひしハ、紀元一千九百五十八年にして、後村上帝の正平九年ハ、

紀元二千十四年、その間五十八年、然るに、後伏見帝の御在位ハ、わづらよ三年なれば、その第三年より算へても、卿の身を公に奉ぜしハ五十五年ちり、こまふ、卿の總角の年月を加ふるときも、還曆の年ハ更なり、なるハ、輦車にて宮城に入る事の許はまゝをけり、めと、その他、博識家の説どもを合ませ考ふるに、稀古の年をえ、其の餘をも超えられたりとぞ覺ゆる

はても、卿の事業をとりふに、もとより、其の才藝と勇氣との美德に依きりとはいへ、能く、これらの美德の發揮すべき機會も、あまを發揮せしめたるもの、なうらずてや、そも、後醍醐帝の天位に登らせ給ひしハ、御年既に三十、御性質も英敏、學問の道も宏くおえし、りき、されど、當時、北條氏の暴戾、益熾にして、萬民塗炭の苦を受け、皇室の御ことさへ、なるハ、北條氏の掌中において、大覺寺、持明院の兩統、おの、その儲位を争ひ給ひて、天つ日もくもりがち

ちる世はまろり々まバ、帝の御父、後宇多法皇、院中におろりまら、政を聴き給ひき、この法皇ハ、後三條帝以後の賢君ふまゝて、よく古今の大勢に熟し給ひ、ちべての學問も明らら、内典をさへ究め給ひき、これをもて、夙に、藤原宣房、源定房等を任用して、普く、徳政を布き給ひぬ、かくて、五年を経て、政を帝にうへ給ひ、帝もまゝ、材學深くおそまゝていづれも、法皇に超えさせ給ひ、うへへ、益、政治に大御心を傾けはせ給ひて、專、民心を收攬し、折もあらハ、宿世の御敵ちる、北條氏を斃さんと力め給ひ、まゝとそよ、謀らんものもがなと覺し給ひき、はるふ、卿ハこの時、中納言ちり、帝ハ、早くもその非凡ちるを見いで給ひて、すまもち、大納言に任し、宣房、定房等と共に、政事に參與せしめ給ひき、むろ、大江匡房、藤原為房、伊房等と博識をもて名を齊くし、世に三房と稱へられ、今ま、親房等を呼びて、後の三房といへり、實に、この任用こそ、卿終身の伎

倆を顯すべき端緒とハ、ちり、天下ハ、既に危急存亡の秋ちり、至尊の大御心を惱ませ給ふ事限ちく、苟、身を公に奉ずる者、誰ハ、一身の儉安を望むべき、まゝて、君の親任ハ、世の常よあら、居る所の地位、まゝ身くらぬをや、必しも、满腔の思慮を行らして、聖意よ對へ奉り、全身の勇氣を奮ひて、事の衝に當るべきちり、卿の家ハ、もと文官の系なり、故よ、其の初、帝に事へ奉れるも、重よ朝儀典章よあり、大納言とちるに及びて、漸、樞機の顧問に應じ、大政を翼賛し奉り、嘉曆三年、皇太子邦良親王薨じ給ひぬ、こま北條氏の立つる所にして、持明院の派ちり、あま、幕府もまた、同派の皇子、量仁親王を立て、ちと、帝ハ、御まづらの皇子、尊良親王、もく、世良親王を擇みて立てんとし給ひき、この故に、尊良親王を定房に、世良親王を卿よ命じて、教養聊も怠らせ給はばり、ちまバ、親房も、帝の御意を御意として、行末ハ、万乘の至尊と、定房に

訂正 申皇正元己 准后親房卿畧傳ハ

教育書專賣所 普及傳

劣らび、日夜ウーづきまわらせぬ、然るも、元徳二年に至り、世良親王病きて薨ト給ひ、ウーバ、卿の痛悼やらん、ウーとる、無二の忠臣も、一時ハ變トて厭世家とちり、刺髪して宗玄と號し、この後三年、卿ハ如何ふして旦夕を送り、ウーウ、今知る事能はずといへど、思ふも、身ハ佛に歸依せるものウー、心ハウ、世の治亂に留め、ウーウ、この時ハ當り、帝ハ、益、幕府討滅の御志を堅く、給ひ、或ハ、僧徒の心を救めて、之を利用し、或ハ、諸國ハ勤王の士を募りて、切に、征伐防衛の策を圖り給ひ、き、は、まども、御運い、まど、拙く、して、頓、ハ、御志を果たさせ給ひ、暫、笠置山ハ逃れて、事の成敗を見給ひ、幕府ハ、こきを憤りて、か、こくも、兵を遣わして、行在を犯し奉り、ウーバ、帝ハ、誠に、いふ、忍び、ゆる、艱苦を凌がせ給ひ、辛う、して、之を避、ん、と、給ひ、を、賊兵、ま、途、要、へ、ま、わ、せて、強ひて、神器を新、帝に傳へ、六波羅に幸し給ひ、ん、こと、候、促し、奉りぬ、これ、帝を幽閉し

し奉らん、の策、ウー、き、帝、詮、術、を、請ふ、ま、せ、給ひ、ウー、ど、ち、り、真の神器ハ授け給はざりき、は、る、を、幕府ハ、更、ま、こ、ま、に、心、づ、り、で、皇太子を立て、新帝と申し、帝を隱岐島に流し奉りき、然れども、天、豈、永く、逆臣を助くべき、家、貧、く、して、節、婦、顯、き、國、亂、れて、忠臣起るといへり、楠公を始め、新田、足利の諸將、一たび、正義の旗を翻して、天下こ、ま、り、靡、き、北條氏の一族、ま、と、つ、ひ、滅、び、り、これ、ど、い、も、ゆる、積、惡の餘殃、ま、して、天命免ま、づ、き、所、に、ハ、あ、り、ら、る、余等、百世の、ち、よ、生きて、す、ら、お、れ、を、聞、け、バ、快、し、卿の心も、た、如何、を、ウ、り、ち、り、ん、帝の隱岐より還幸ま、します、や、直、に、い、で、仕、へ、奉、る、事、前、日、の、如、く、な、り、き、こ、ま、よ、も、卿の親任ハ、ま、す、く、重、く、他、の、二、房、ハ、た、だ、大、政、を、佐、け、奉、り、の、み、な、り、し、が、卿ハ、お、ね、て、軍、事、も、あ、づ、ら、る、事、と、ハ、な、り、ぬ、元弘三年、帝、新、政、を、施、し、諸、親、王、を、遣、わ、して、諸、國、を、鎮、撫、せ、し、め、給、ひ、し、よ、卿の子、顯、家、陸、奥、守、と、ち、り、義、良、親、王、を、奉、り、て、奥、州、を、統、轄、

訂正 申皇正統記 准后親房傳 九

教育書專賣所

まづりき、顯家其の時僅十六歳、卿父の故をもて、往きておれを輔
 けたりこいへども、實ハ其の全權を握りたゞり、いま當時の有
 様を視るに、兵亂こそ治まり、百事いまだ、其の緒に就かず、至尊
 と宿志を果たし給ひて、や、心易くは、不しめせらるゝ、將平にハ不平
 を抱ゆるもの多く、まゝて、尊氏に依へ、謀反の證跡あるをや、常に、國
 家の盛衰に注意し、天顔に咫尺に奉るもの、いふで、身を僻陬に
 留むべき時ちらん、これハ、卿も、年餘を経て、すなはち京師に還り、延
 元元年、尊氏の大舉して西上する、まゝと、駕に従ひて叡山に趣きぬ、子
 顯家を陸奥より召して、行在をまもらしめ、義貞、正成等と謀を合も
 せて、屢敵を破りし、尊氏、遂に支ふること能はず、志ばし、九州に
 走らうと、いふ、まゝに、車駕京師に還り、諸將ハ、尊氏を追撃せし
 が、不どち、尊氏、大兵を率わて、ふらび東犯せり、人多くして天に
 勝つといか、る時、やあらん、この度ハ、官軍とくく奮つて、正成

ハ戦死し、義貞も敗きて、帝まゝ、叡山に幸し給ふべき事と、いふ、
 次ぎて、尊氏の誦りて歸順するに及び、帝ハまゝと、京師に歸らせ給ひ
 たれど、諸公卿、諸將等、尊氏と伍するを忌む、多くハ、四方に逃げ去り
 き、この時、卿、皇子尊澄法親王を奉りて、伊勢に赴き、後圖に怠らざり
 た、のち尊氏、帝に強ひ奉りて、御位を光明帝に譲らしめ奉らんとし
 くらを、卿、使を遣らし、みづらの計畫を奏上して、まづ、吉野に行幸
 を仰ぎ、自ら馳せ行きて、定房、清忠等と政務を賛翊し奉りぬ、帝、まゝ
 め、京師を逃きたまふや、偽器を尊氏に授けて、暫、その心を慰め給ひ
 し、ハ、尊氏、後伏見帝の皇子、豊仁親王を立て奉りて、光明帝と稱し、
 皇居を京師に定めき、世よりて、吉野を南朝といひ、京師を北朝とい
 ひき、然れども、天、二兩日あるべき理なく、國に二王の存すべき理な
 く、今、其の正潤をいふ、南朝ハ、もとより正し、北朝ハ、潤あり、は
 き、親房等ハ、益、志を堅くして、南朝を保護し、一日も早く京師を恢

復せんことを冀ひたり。ちり、延元三年、顯家も、もあちく、安部野の露と消え、て、く、弟顯信、つぎて陸奥守に任ぜられぬ。卿も、こまが輔とちり、義良親王を奉りて、いで行きぬ。身ハ萬苦を嘗め、愛子ハ、既に屍を山野に曝せり、國難をあつめて一身に荷へる。誠忠たぐふべきものちり、然もども、時の至らぬ、ハせんすべなきよや、けのらず、海上よて颶風に遇ひ、親王と顯信とハ、伊勢に還り、卿ハ、常陸の東條浦に漂ひぬ。けれど、卿ハ、聊屈する色もちく、急に、阿波崎、神宮寺の二城に據まり、を、幾程もちく、この城ハ、敵に攻め落とされり。バ、直ちよ、小田城に奔りて、近國の諸城と連合して、大に、東北諸州の兵を集めぬ。小田城ハ、小田治久の守る處ちりき、折、も、帝、行宮よて崩御は、り、義良親王、い、御位を繼ぎ給ひ、り、は、幼冲に渡らせたまひ、を、もて、卿、遠、奏、請ひて、任に堪ふべき人を撰り、一切の機務を司らりめり、明年夏、陸良親王を小田城に

迎へまわらせ、は、まを奉せ、冬に、り、て、敵軍の來りて、攻めくま、初、の、不、ど、ハ、少、く、も、ひ、り、拒、き、け、れ、ど、城、主、の、治、久、は、へ、敵軍に内應せ、り、程、よ、遂に保つことを得ず、退きて、關城に入子ぬ。時、よ、近隣の諸城、皆、陥り、北國の南軍、ま、と、悉く破きて、わづかに支ふるハ、唯、この一城のみ、さきよ、卿の、小田城にあるや、屢、使を結城、親朝よ遣りて、援を求め、り、り、と、親朝とちり、因循して應せ、り、關城に入りてより、更に、懇篤ちり、書をおくりて、いとく、南軍の振も、はるを歎き、大義の忽にすべ、り、り、ざるを説き、ちり、て、百方、これ論、り、り、と、終、に、叛きて、敵に、降、り、ぬ、親朝ハ、南朝の忠臣と聞え、り、宗廣の子ちり、忠臣の子は、り、又、叛逆人とちり、時の勢察すべく、卿の心中思ひやるべし、不、ど、ち、り、城も落ち、れ、バ、卿、潜行して、辛う、とて、吉野よ還せり、この時、正平四年ちり、翌年、足利直義、上書して罪を謝し、歸順せんことを請ひぬ、は、ま、ど、直義の奸譎と狡智とハ、兄の尊氏も勝り、南帝、

訂正 申 皇 正 統 己 准后親房 卷傳 十一 教育書專讀所 旨 及 命

及、其の諸臣等の辛苦も、ひとへは、其の二兒は、因ることもなきに、朝議頼るハ、決せざりしを、卿まづ、權は許すべしとて、やがて定まりに、きのち直義、約に負きくまば、帝、卿に命じ、書をもてこれを詰り給ひし、直義まこと、書を上りて、こまに應へ奉り、國政を武家に委ねたまふんことを請ひぬ、或ハ、これを容まんといふもあり、うぐど、卿、堅く拒みて、終に、其議をちりばるべき、あま正平五年の事あり、同七年、帝、男山に幸し給ひし時、卿、子顯能と軍をすべて、まづ京師に入り、政權を收めて、南北、暫統一たりき、これより、はき、尊氏、南朝に降りて、直義追討の勅を請ひ、子義詮を京師に留めて、自ハ、鎌倉に趣き、が、卿の京師にある、尊氏、直義を殺して、まこと昔き、義詮も京師にありて、父を學びし、つた、卿も防ぎあへば、やむことを得ずして、男山に還りき、八年六月、南軍、再京師に入り、北朝の官爵を削りて、政權を收むる事、二月、まこと、尊氏、又、難をきて、攝津に退きぬ、この頃、卿も、既、老いたる

バ、ことに、記すべき事も、ちりしに、や、史籍にみえず、宜なり、まこと、卿が、賀名生の露と消えに、前年なれば、ちり、嗚呼、准后親房ハ、實に、志を齎して、この世を去りし人のひとりよこそ、さて、以上ハ、卿の、直接に、王事、勤勞し、る形跡を、陳べたるものなり、卿の大納言とちりて、より、薨ずるよいたるまで、前後殆三十年、義を磐石のたもきよ置き、命を鴻毛の輕きに比して、聊も省みず、或時よハ、衣冠を正しくして、御前に伺候し、或時よハ、堅甲利兵を挈へて、野に暴露せるなど、終始一日も、渝ける事なかりき、昔より、忠臣義士多しといへども、卿の如く、よく、文武を兼ね、天步艱難の時、當り、支離滅裂の境に居て、飽までも、至尊を奉戴せしハ、誠に稀なり、准三宮の特例も、とより、難すべきいと、まこと、驚くべき理なり、何とて、卿を清盛の例に加へんとハ、する、余等ハ、其の意解し、うぐき、ちり、まこと、卿の、遁世につきて、とかくいふものあり、然まこと、まこと、恐れらく

訂正 申望 正統 已 准后親房 畧傳 十二

教育書專賣所 普及金

ハ卿を知らぬもの、言ちるべし、いま論者のいふを聞くは第一、卿の世を遁れハ、哀の餘とハいへ、時の勢をも察せば、女性之行爲も似たり、第二、この身、一旦佛に歸依するがら、事成り、苦去るよ臨みて、まこと世にいでる、いりてか、人の功を偷む、識ちらんといふにあり、余等ハ、おれを辨せんこと、甚容易なりと信ずるなり、思ふハ、卿の世良親王を教養し奉る、常ハ、至情至誠をもて務めたり、親王、忽焉として薨去し給ひし、その至情至誠、一時に外ハ激發して、つひに、おまを忘きて、剃髮する、いともさるるべし、はれば、おま決して、深く咎むべきハ、あらず、この時、も、殉死など志しんハ、論者のいふ所、或ハ理なきも、あらざり、なん、まこと、そのまどめ世を遁きし時にハ、哀の餘に吾をばへ忘きし程、ちれば、時勢の如何ちとハ、もとより心づも、とめざりし、ちるべし、さきど、日數歴て、其の哀の漸く薄らぎたる上ハ、まこと、もとのおまよへり、遁世の是非

曲直も、自覺られし事、疑るるべし、然るに、當時ハ、如何なる禍神のあはびし世なり、なん、至尊ハ、申すも、畏き御有様にて、大宮所すら、何處と定めし給はば、或時ハ、松の下露に、玉衣を濕し給ひ、或時ハ、浦の汐風に、龍體を曝させ給ひし時、ちりなきハ、卿ハ、一公卿の身をりて如何ともせん術なく、志を、その時を待ちしにこそ、卿の賢ちり、いつまで、わきよかへらばるべき、こまを如何で、時勢を察せずといふべき、まこと、人の功を偷むが如き嫌ありといふも、同トく非ちり、譬へば、あはれり一家あり、夫婦あり、夫ハ、外にいで、一家維持の策を講じ、婦ハ、内にありて、財政處理の任を司り、非常の故あるにあはねば、一人よて、こまを兼ねざらんが如し、公につらへ奉るものまこと、然ちり、天下無事の時、こまを治むるハ、文官の任なり、一旦事あまば、身を挺して、おれを鎮むるハ、武官の務なり、卿の世を遁きし間ハ、もとより、文官の世にあらず、まこと、天下ハ、亂き、いへど、猛

將智勇の士の、ちん存して、幕府の滅亡も、預知らまされば、武事に慣
きざる公卿等の、遽に笏を擲ち、統を脱ぎて、劔戟の間に立ち交する
必要も、ちんり、如く、故に、卿ハまづ、事の定まらるを待ちて、はて後
に、おのが得る限の伎能を顯さんと、ハ、ちんり、こまを、人も、人の
功を偷むといふべき、要するに、論者の、おの言ハ、親房の親房たる
所以を知らぬ故なり、嗚呼、卿の行たる、至忠至誠、仰ぎても天に慚ぢ
ず、俯して、之地に愧ぢらるりのといふべし

右の外、卿の、間接に王事、功勞ある、ま、大立ち、前より、陳べらる如
く、尊氏の兵を擧ぐるや、南風きならず、楠公ハ、湊川に斃れ、義貞ハ、藤
壘、死に、次ぎて、小楠公、結城、脇屋の諸將、ま、討たきて、誠に頼み少
き有様、ちんり、を、天下の志士、かゝる、立ちて、忠を南朝、盡く
すもの多く、干戈、數十年に亘りても、ちん屈せざり、ハ、り、より、神
器の威靈に、よるといへど、と、重、卿を模範に、取るものなり、予、顯

家、顯能等の忠勇、ちんり、殊に、然る、あり、この四海、晦溟の時に、あ
り、よく、一条の曙光を、放ちて、魑魅、蝸蝸の播殖を、防ぎ、人をして、蹈む
べき道を、ちんり、め、ハ、か、へ、す、も、偉ちりといふべきなり、其の
功、いま、ど、全く、終へ、けり、きと、ハ、いへ、吉野の山を、こま、より、て、榮え
花の色、香、これにより、て、失せざり、ちんり、然きども、おれた、ハ、一世を、風
靡せ、の、南朝を、益せ、のみ、卿の功、豈、こま、の、に、止まらんや、興
國中、卿の、小田城に、あり、一時、豫、事の、成ら、けるを、圖り、自ら、死を、決
して、天下、後世を、諭したるものあり、神皇正統記、こま、ちんり、これぞ、大
に、卿の名聲を、高め、ちんり、上、神代より、下、興國に、いたるまで、詳に、
皇位の、繼承、および、神器、授受の、大典を、説き、皇統の、正潤を、明ら、に
して、大義のある所を、示したる、誠に、唯一の、書なり、其の、議論の、正大
ふして、筆鋒の、嚴肅なるハ、古人、既に、孔子の、春秋に、比せり、よく、讀
能く、味、ちんり、鄙夫も、立ち、つべ、く、懦夫も、奮、ひ、つべ、く、後世、この、書を見

て感奮激勵したるの幾何ぞや、宜ちり、志士文人の嘖々としてこの書を稱賛する事よ、この外、卿の著書數部あり、職原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等あり、職原抄ハ、後村上帝御即位の時、一ハ政務の参考に供へ、一ハ身を公に奉ずるりの、為に、官職の本原、及、由来等を陳べたるものあり、今もせよ行もる、其の博學、まこと見るべきあり

卿の性質品行、及、一個人としてのみるべきハ、更に史に記はず、數百年後の今日、いふでう知る事を得べき、然まども、右の形跡を見、文武の良臣たり、いふも更ちり、思ふに、卿の心を、たゞ、純良潔白にして、忠の一物もて成り、百事こまよりいひて来に、なんとおぼゆ、其の忠ハ、決して支那の事あらば、まこと、歐米諸州のにもあは、わが邦人特有のまことあり、其の意義を解せん、とせば、再三、本書を繙くべし、必、悟る所あらん、それ、即、日本人の心をゆる、忠あり、人も、能く、これを明

らめて、心中にをうめ、機に臨み、時よ應じて、用ひたらん、至難なる、人間の行路も、いふて易く、國家を維持せんこと、まこと、難かるべきあり、嗚呼、卿ハ、一世の指南車とあり、のみちより、萬代の指南車とあり、三尺の童子も、卿の名を知らば、るる、或ハ神は祠り、或ハ畫像を掲げて、こまを崇拜する、まことに故ありといふべし

重刻を辨じしこと多し... 三入の皇子... 大日本ハ神國なり...

訂正神皇正統記上卷

北畠親房卿著 今泉定介 訂正標註

豊葦原云々 日本紀一書云天神謂 伊弉諾尊伊弉册尊曰 有豊葦原千五百秋瑞 穂之地宜汝往修之 賜天瓊戈 陽神陰神ハ伊弉諾尊 伊弉册尊をいふ此に 國常立尊より此の 二神に授け給ふと記 されたれど實ハ天御 中主神高皇産天神神 皇産靈神の三神を指 すべきなり

大日本ハ神國なり天祖をトめて基をひらき日神をグ 統を傳へ給ふ我ガ國のみ此の事あり異朝ふハ其の たぐひなき此の故に神國といふなり神代にハ豊葦原 の千五百秋の瑞穂國といふ天地開闢のトめより此 の名あり天祖國常立尊陽神陰神にさづけ給ひ勅に 聞たり天照太神天孫尊にゆつりましまた此にも此 の名あれば根本の跡なりとハ知りぬべし又大八洲國 といふ是ハ陽神陰神此の國を生み給ひしハ八の島を ありたよりて名づけられにや又ハ耶麻土と云ふ

高正神皇正統記上卷

教育書傳讀所普及舎

大八洲

後漢書秋津伊豫二名
筑紫壹岐津島隱岐佐
波等

耶麻土新日本紀云周
本國之号何獨取大和
國為國号耶說云磐余
彦天皇定天下至大和
國王業始成仍以成王
業之地為國号譬猶周
成王於成周定王業仍
國号周云々

是ハ、大八洲の中津國の名なり、第八に阿たるよび、天御
虚空豊秋津根別といふ神を生じ給ひき、是を大日本豊
秋津洲と名づ^け、今ハ、四十八ヶ國にわたり、中州た
一上に、神武天皇東征より、代々の皇都なり、依りて、其の
名をとて、餘の七州をも、すべて耶麻土と云ふなるべ
し、唐にも周の國より出でたりしかを、天下を周といひ、
漢の地よておこりたまは、海内を漢と名づけしがこと
し、耶麻土といへることを、山迹といふるなり、むかし、天地
わかれて、泥のうるをひいまと乾き、山をのり、往來し
て、其の跡おこりけきを、山迹といひ、或ハ、古語に居
住を止と云ひ、山に居住せしに、よめて、山止なりともい
へり、大日本とも、大和とも書くことハ、此の國に漢字傳

大日靈とハ、天照大御
神の御一名なり

天の磐船とハ、空中を
昇降せし舟なりとぞ

をりて後、國の名をかくに、字をバ大日本と定めて、志る
も耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の志るしめす國を
きを、其の義をもとれるなり、と、日の出づる所にちりけ
れば、然いへるなり、義をかえきと、字のまゝに日乃もと
ハ讀まず、耶麻土と訓せて、我が國の漢字を訓ずると、た
かくかくのごとし、おのづから日のもとをいへるを、
文字によきるなり、國乃名とせるにあらば、又、いにしへ
より大日本とも、も、ハ、大の字を加へば、日本とも書け
り、州の名を、大日本豊秋津といふ
懿徳、孝靈、孝元等の御謚、も、大日本の字あり、垂仁天皇
の御女、大日本姫といふ、是皆、大の字あり、天神饒速日尊
天の磐船にのり、大虚をかけりて、虚空見日本の國と宣

漢書に樂浪の海中に倭人あり云々

神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る孝安を日本足開化を稚日本とも號し景行天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名付け奉る是ハ大を加へざるなり彼是同トくやまと讀ませとれど大日靈乃義をどらばお不やまど讀んでも叶ふべき其の後漢土より字書を傳へけるとき倭と書きて此の國の名に用ひざるを即領納して又この字を耶麻土と訓して日本のごとくに大を加へても又除きても同ト訓に通用しけり漢土より倭と名づけたることちむう此の國乃人初めて彼の土に至れり汝が國の名をバいう云ふごとひけるを我が國と云ひしを聞きて即倭と名付けたりと云々漢書に樂浪の彼の土の東北海中に倭人あり百

前漢書地理志に樂浪海中百餘國分百餘國と見え又後漢書倭凡百餘國云々其大倭王居耶麻臺國と見えたり又東夷傳は建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印綬とせりされを當時我國西南の人ハ私に交通して彼の爵位も受けて見ゆ天明四年二月廿三日筑前郡賀郡志賀集の農甚兵衛といふもの笹田の時得つといふ金印を傳物館にあり彼の東夷傳と符合して頗考證とする足さる尚六の金印の事ハ福岡の細井金吾氏の漢委奴國王金印考を委す

餘國を分てりと云々もトくハ前漢のときすでに通トけるが一書にハ秦の代よりナてハ後漢書に大倭王ハ耶摩堆に居ずと見えたり耶摩堆ハ是ハもと既に此の國の使人本國の例により大倭と稱する小よりてかく注せるハ神功皇后の新羅百濟高麗を志とケハ給地にも通せられたり後漢のすゑまにあたまり即漢ハれる一説にも秦のときより書籍を傳へたりともいふ大倭といふ事ハ異國にも領納して書傳にのせられた此の國にのそめて稱するにあらハ唐朝に大漢大なる心な唐書に高宗咸亨年中に倭國の使をトめてあらためて日本と號す其の國東にあり日の出づるところにちつきをいふと載せたり此のと我が國の古記にえたりかならハ推古天皇の御時もろろの隋朝よ

推古天皇云、十六年九月、隋使裴世清の来りし時より

威亨元年ハ、天智天皇の九年ニ當り

神武天皇云、

神武紀三十一年夏四月

月、西朝皇輿巡幸、國

登殿上、喉閉丘而廻望

國狀曰云、と見え、紀

紀、蜻蛉好銜尾而飛

狀成輪曲、故時之青山

四周始未相合之狀と

見え、

細戈十足國云、

日本紀云、昔伊弉諾

此國曰、日本者神皇

り使ありて、書をたくれり、に、倭皇とかく、聖徳太子

づら筆をとりて、返牒を書き給ひしにも、東天皇敬白

西皇帝とありき、彼の國よりハ、倭と書きたまき、返牒に

ハ、日本とも倭どものせられ、是より上代よりハ、牒あり

とも見えざるなり、唐の咸亨の比、天智の御代に、た

りとれば、まゐるとに、件の比より日本と書きておくら

まけるもや、又、此の國を、秋津洲といふ、神武天皇、國の

形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の醫咭乃ごとく有る

と宣ひしより、此の名ありきとぞ、されど、神代に、豊秋津

根と云ふ名あまを、神武も初めざるにや、此の外も、あま

と名あり、細戈十足國とも、磯輪上秀真國とも、玉垣内國

ともいへり、又、扶桑國とも云ふ名も、ある、東海の中、

國、細戈十足國、磯輪上

秀真國、又大己貴大神

目之曰玉垣内國と見

え、細戈十足、八軍

器の備り足れるを

いひ、磯輪上秀真、他

國も秀出する義、玉垣

の内國ハ、猶神國と云

もんが如し、扶桑國、准

南子、日出于暘谷、浴

于咸池、拂于扶桑、と

見えたり

内典とハ、佛書をいふ、

四大洲、東弗菩提、西瞿

耶尼、南瞻部洲、北俱盧

洲なり

一由旬ハ、平田翁の説

ニ、我が一里十七町二

十間なりといへり

震旦ハ、則支那なり

扶桑の木あり、日の出づる所なりと見えたり、日本も東

にあれを、よそへていへる、凡、内典の説に、須彌といふ

山あり、此の山を廻りて、七の金山あり、其の中間を、ち

香水海なり、金山の外に四大海あり、六の海中に四大洲

あり、洲ごとに、又二の中洲あり、南洲を、瞻部といふ、又

浮提と云ふ、同一こまハ、樹の名なり、南洲の中心に、阿

耨達と云ふ山あり、山の頂に池あり、阿耨達、こまハ、無

論といへる、池のかとをらに、此の樹あり、めぐり七由

旬、高さ百由旬あり、一由旬ハ、四十里なり、六尺を一歩

を以て、由旬、此の樹、洲の中心にありて、尤高し、依りて、洲

の名と、阿耨達山の南ハ、大雪山、北ハ、葱嶺あり、葱嶺の

北ハ、胡國、雪山の南ハ、五天竺、東北によりて、ハ、震旦國、西

北よりあたりてハ波斯國なり、此の瞻部州も、縦横七千由旬、里を以て計ふまは、二十八萬里、東海より、西海にいとるまで九萬里、南海より、北海にいたるまで又九萬里、天竺ハ、正中よりれり、依りて、瞻部の中國と云、地のめぐり又九萬里、震旦ひろくといへども、五天竺にならぶまは、一邊の小國あり、日本も、彼の土をたなれて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師ハ、中州ありと志るさまたり、然らば、南州と東州との中より、遮摩羅と云ふ州なるべきにや、華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山と云ふとあるハ、今の天倭の金剛山のとちりとぞ、さまは、此の國も、天竺より、震旦より、東北の大海の中にあり、列州にして、神明の皇統を傳へ給へる國あり、たまた

南都、余良をいひ、北嶺、ハ、山をいふ

劫ハ梵語なり、年月を經過する時期の名を

世界の中なるまは、天地開闢の初ハ、いつくもりえるべきならねど、三國の説おのゝ、異ちり、天竺の説ハ、世の初ハ、まりを劫初と云ふ、劫ハ、成住壞空の四あり、各ハ、劫と云ひ、廿の増減を一中劫と云ひ、四中劫をあわせて一大劫といふ、光帝と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨をふらし、即、風輪の上よりつもりて水輪と云ふ、増長して天上にいたまり、又大風ありて、沫を吹き立て、空中より投げお、即、大梵王の宮殿と云ふ、其の水次第に退下して、欲界の諸宮殿に至り、須彌山、四大州、鐵圍山を成す、即、くわて、萬億の世界同時にち、即、くまを成劫と云ふ、此の萬億の世界を、三光帝の天衆、下生して次第に住す、是を住劫といふ、此の住劫の間、二十の増減あるべしとぞ、其の初にハ、人の

男女の相見て分つべきを相といふ

須弥高大略三百三十六万里あり縦横まると同じとぞ

顔色うつけハ顔色の憔悴することちり

身光明遠く照して飛行自在あり(き)歡喜を以て食と(け)男女の相を(け)後に地より甘泉涌き出で味酥蜜のごと(け)或ハ地味是をちめて味著を生(け)仍りて神通をう(け)まひ光明も消えて世間大にくらくちりぬ衆生の報志(け)う(け)めけま(け)黒風海を吹きて日月二輪を漂出(け)須彌の半腹におきて四天下を照さ(け)む(け)これより(け)め(け)て晝夜晦朔春秋あり地味ふけりより顔色うつけ(け)衰へき地味又うせて林藤と云ふ物あり(き)或ハ地皮衆生又食と(け)林藤又うせて自然の稷稻あり(き)もろ(け)の美味をそるへたり朝にかれを夕に熟す此の稻米を食せ(け)により身は殘穢出で来ぬ此の故に始めて二道(け)あり男女の相各別にして終は淫欲のわざを(け)夫婦

刹帝利
樓炭経云時彼來中有
一人最尊端正威礼
々衆人便白當為我典
主作君長号之曰王以
法取租是故名刹帝利
十善不殺不盜不淫不
婬語不飲酒不食肉不
貪嗔不邪見不毀謗不
欺誑といふ

となづけ舎宅をかまへて共に住まき光帝の諸天後に下生するもの女人の胎中にいりて胎生の衆生とな(け)其の後稷稻生せ(け)衆生愁へ歎きて(け)境を(け)ち田種を(け)植えて食と(け)他人の田種をさへ奪(け)ひぬむ者出で来てたがひにうちあ(け)ふ(け)これを決(け)する人ちり(け)る(け)衆ともにか(け)ひて一人の平等(け)王を立て名づけて刹帝利と云(け)ふ(け)田主とい(け)其の初(け)王を民主王と號し(け)十善の正法を(け)ち(け)國を治(け)め(け)人民是を敬愛(け)閻浮提の天下豊樂安穩に(け)て病患(け)よ(け)ひ大寒熱ある事(け)壽命も極めて久(け)く(け)無量歳(け)ち(け)民主の子孫相續して久(け)く(け)君たり(け)や(け)や(け)正法も衰へ(け)より(け)壽命も減(け)り(け)八万四千歳

轉輪王とハ各一國に
主とするものをいふ

居士、主兵
居士ハをる土の義王
兵ハ武器をいふ

釈迦佛云、釈迦ハ
を去る事凡二千四百
五十餘年前、迦毘羅城
の王宮に生じたり、父
を淨飯王といひ、母を
摩耶といひ、幼名を悉
陀と呼びき、又釈迦ハ
能仁と譯し、則姓ちり

にいとる、身の長八丈なり、^①其の間に王ありて、轉輪の
果報を具足せり、まづ天より金輪寶飛び降りて王の前
に現在ま、王出で給ふことあまば、此の輪轉して行く、諸
の小王もな迎へて拜す、^②而へて違ふものなる、^③即、四大
州に主たり、又象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり、此の七
寶成就するを、金輪王と名づく、次は銀、銅、鐵の轉輪王あ
り、福力の不同によりて、果報も次第に劣まるなり、壽量
も百年に一年を減し、身のたけもたちどく一尺を減し
てけり、百二十歳にあたまうり、^④釋迦佛出で給ふ、^⑤或
百歳の時とも云ふ、是より十歳にいたらんころ、^⑥ひに
さきに、三佛出で給ひき、^⑦十歳にいたらんころ、^⑧ひに
三災と云ふ事あるべし、人種をとんどつきて、唯一万人
をあます、^⑨①、その人善をおこちひて、又壽命も増し、果

佛ハ覺と訳し、祥生を
覺悟せしむる義なり
とす
三災、火、水、風をいふ

報もすくみて、二万歳にいたらんとき、鐵輪王出で、南
一州を領すべし、四方歳のとき、銅輪王出で、東南三州
を領す、^①六万歳の時、銀輪王出で、東西南三州を領
す、八万四千歳のとき、金輪王出で、四天下を統領す、^②
①、其の報上にいへるがごとく、かのとき、又減にむらひ
て、彌勒佛出で給ふべし、^③八万歳の時、^④此の後、十八ヶの減
増あるべし、かくて、大火災と云ふ事おこりて、色界の初
禪、梵天まで焼け、^⑤⑥、三千大千世界、同時に滅盡する、これ
を壞劫といふ、^⑦かくて、世界虚空、黒雲のごとく、^⑧ちりを空
劫と云ふ、^⑨⑩、かくのおとくすること、七ヶの大劫をへて、
大水災あり、此のたびも、第二禪まで壞れ、七ヶの火災、七
ヶの水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞れ、こまを

證果の聖者とハ、さ
り開き、人といふ義
あり

羅大論此云大自在と
見えり

一四天下とハ、天下の
四分の一の義あり

四地とハ、東西南北を
いふ

業力とハ、因縁カとい
ふか如し

異書の説云々
徐整三五曆紀曰天地
混沌如雞子盤古生其
中萬八千歲天地開闢

大三災といふなり、第四禪已上にハ、内外の過患あると
ち、此の四禪の中に五天あり、四ハ凡夫の住所、一ハ淨
居天とて、證果の聖者の住所なり、此の淨居を過ぎて、摩
醯首羅天王の宮殿あり、大自在天色界の最頂に居りて、
大千世界を統領す、其の天の廣さ、彼の世界にわたまり、
下天も、廣狹に不同あり、初禪の此の上に、無色界の天あ
り又、四地をわたりてりといへり、こまりの天ハ、小大の災
に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなれば退
没すべしと見えたり、震旦を殊に書契を事とせる國を
れど、世界建立をいへることたゞちなり、儒書にハ、伏
羲氏といふ王よりあるをいはず、但、異書乃説に、渾
沌未分のかたち、天地人のちりぬをいへり、神代のお

陽精為天、陰濁為地、盤
古在其中、一日九變、神

於天聖於地、天日高一

大地日厚、一丈、盤古曰

長一丈、如此、萬八千歲

天數極高、地數極深、盤

古極長、後乃有三皇

五天竺、東西南北の四
天竺、中天竺を加へ
ていふ

ころに相似たり、或も又盤古といふ王あり、目ハ日月と
ちり、毛髪も草木とる、^{うい}といへる事もあり、そきより下
つくと、天皇、地皇、人皇、五龍等のもろくの氏打ち續き
て、た不くの王あり、其の間數萬歲を経たりと云、^り我
ガ朝のそとめハ、天神の種をうけて、世界を建立するす
がとハ、天竺の説に似たるかともある、や、はきども、是
も、天祖より古のうた、繼體たがもずして、唯、一種まゝ
せる事、天竺にも其のたぐひあり、彼の國の初の民主王
も、衆のために撰び立てらまゝより相續せり、又、世くど
りてハ、その種姓もおなくほろがされて、勢力あまき、下
劣の種も國主と成り、あまきへ、五天竺を統領するやう
らもありき、震旦、又、おとさらさたり、ぶちりた國なり、む

うし世すまふに道たゞかアときも賢をえらびて授くる跡ありにより一種をただむるま^つと^ら亂世にちるまにちうらを以て國をあらそ^いうれば民間より出で位に居たるもあり我狄よりたこりて國をうむへるもあり或ハ累世の臣ごて其の君を志のぎ終に讓を得たるもあり伏羲氏の後天子の氏姓を替へたる事すでに三十六亂のまなりごさ云ふまらぶるものをや唯我が國の天地ひらけ初より今の世の今日に至るまで日嗣を受け給ふ事よこまらば一種姓の中におきてもたのづから傍より傳へ給ひしすら猶正にあらる道ありてぞたもちまらるる是志あらるが神明の御誓あらたして餘國にま

くもるハ、舊く深津の字を訓せり、ものふくまりて未あられ十分明らかざる義を

國常立尊と天御中主神とを同神なりとい

訂正 神皇正統記 上卷

るるへきいれちり抑神道の事ハたやすく顯はれと云ふ事あまど根元を知らざればみだりあらきとめとも成りぬべし其のつひえを救ふんために聊志るさん神代より正理よて受け傳へつるいまを宣へん事を志して常にきこゆる事ハのせず然まバ神皇の正統記とや名づくべき夫天地いまどわられりし時渾沌として圓まるる^らと雞子のごとくくもりて牙をふくめるとき是陰陽の元初未分の一氣あり其の氣をくめて分きて清く明ららるるハたまびきて天とちりおもく濁れるもつきて地とちる^ら其の中に一物ちり出でたりかとち葦牙のごとく^く即化して神とちりぬ國常立尊と申^せり又ハ天

ふハ正説ありハ又五行の徳ありちと云こまなるも如何あらん

御中主の神とも躰奉^ら此の神に、木火土金水の五行の徳ま^ま先^ひ、先、水徳の神にあ^らま^ま給^ふを、國狹植尊と云ひ、次に、火徳の神を豊斟^す淳尊といふ、天の道ひとり^す、故に純男^すよてま^す、純男といへども、其の相ありともさだめがとく、次に、木徳の神を涯土煮尊、沙土煮尊と云ひ、次に、金徳の神を大戸^す之道の尊、大苦邊尊といふ、次に、土徳の神を面足尊、惶根尊と云へり、天地の道相交りて、各陰陽のかとちあり、然まど、其のふるまひな^しといへり、此の諸神、實にハ國常立の一神にま^まま^まい^らるべし、五行の徳、たの^く神とあ^らま^ま給^ふ、是を六代ともかどふるなり、二世、三世の次第を立つべきにハあ^らま^ま給^ふにや、次に、化生^し給へる神を伊弉諾尊、伊弉册尊と申す、是ハ、正しく陰陽の

瑞穂の地、美^きき瑞穂の産出す^る地といふ義あり天瓊牙といハ、珠玉を以て飾とせる牙をいふ

破取盧島、日本紀私記云、是自疑之島也、猶言白坂也、今見在淡路島西南角小島是也、云俗猶存其名也ハ尋の殿といハ、幾尋もある廣き殿をいふ

二にあ^らま^ま給^ふて、造化の元とる^り給^ふ、上の五行ハ、猶ひとつ^つの徳あり、此の五徳をあ^らま^ま給^ふせて、萬物を生ずるを^とめと^り、あ^らま^ま給^ふに、天祖國常立尊、伊弉諾尊、伊弉册尊の二神に勅^して宣^はく、豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝往きて志^すら^すべしとて、即、天の瓊牙を授け給^ふ、此の牙の逆^りと^り、二神、此の牙をさ^づづりて、天の浮橋の上にた^たず^みて、牙をさ^づづりて、かき^はぐり給^ふ、ハ、滄海の^しありた、其の牙の^しきより滴^り落^つる潮、去^りて一の島と^り、是を、破取盧島と云へり、二神、此の島に降^り居^りて、即、國の中の柱をた^たて、八尋の殿を化作^して、共に住^ましたま^ふ、(き) 諸陰陽和合^して、夫婦の道あり、此の牙ハ、傳へて天孫志^すた^がへてあ^まく^どり給^ふへりとも云ひ、又、垂

此の予ハ傳へて云々
古語拾遺の説によら
またり、八垂仁天皇以
下ハ御鎮坐本紀によ
らまきらちり

伊勢ニ神宮をたてら
まし、八垂仁天皇の二
十五年ちり

仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照太神の御教のま
に國々をめぐり、伊勢の國ニ宮所をもとめ給ひし時、大
田命と云ふ神まわりあひて、五十鈴の川上に寶物をま
わりおける處を志めし申し、に彼の天逆矛、五十の金
鈴、天宮の圓形ありき、大倭姫命よるこびて、其の所をさ
だめて、神宮をたてら^れ寶物ハ、五十鈴の宮の酒殿にを
さめらまきとも云ひ、又、瀧祭の神と申は龍神ちり、其
の神あづかりて、地中にをさめたりとも云ひ、一よハ、大
倭の龍田神ハ、此の瀧祭と同體にまじ、此の神のあづ
り給へるちり、よりて、天柱、國柱といふ御名ありとも云
ふ、むらり、殿馭盧島に持ちくぐり給ひしことハ、あき
らちり、世に傳ふと云ふ事ハおぼつちり、天孫のした

予玉云々、古語拾遺
に予ハ自従と見え
る是ちり

國を平けし予、古語拾
遺ニ於て大己貴尊及
其子事代主神、皆奉避
仍以平國予授、二神曰
吾以此予卒有成功、天
孫若用此予治國者、必
當平安云々とあり、自
従といへるも、やがて
この平國予のことな
り

もつて給ひしちりハ、神代より、三種の神器のごとく
傳へ給ふべし、はしをられて、五十鈴の川上にありけん
もおぼつちり、但、天孫も、予玉も、おのづから志とがへ
給ふと云ふ事見えたり、^{古語拾遺}然れども、予も、大汝の
神のたてまつる^る國を平けし予もあれハ、いづきと
いふ事を知らざり、寶山にこぼまりて、不動の志る
とちりけん事や、正説するべからむ、龍田も、寶山ちりた
所ちれば、龍神を、天つ柱、國つ柱といへるも、深秘の心あ
るべきにや、凡神書にはまじ、異説あり、日本紀、舊事本
紀、古語拾遺等にのせざらん、末學の輩、ひとへに
信用しぐとかるべし、彼の書の中、猶、一決せざることお
かし、いもんや、異書におきてハ、正とすべからざるをや、

かくて、此の二神相をからひて、八の島をうゑ給ふ先、淡路の洲をうゑま^す、淡道穂狭別と云^〇、次に、伊與の二名の洲をうゑま^す、一身に四面あり、一を愛比賣と云^〇、これハ伊與ちり、二を飯依比古と云^〇、是ハ讃岐なり、三を大宜都比賣といふ、是ハ阿波ちり、四を建依別といふ、こまを土佐ちり、次に、筑紫の洲をうゑま^す、又、一身に四面あり、一を白日別と云^〇、是ハ筑紫ちり、後に、筑前、筑後と云ふ、二を豊日別と云^〇、是ハ豊國ちり、後に、豊前、豊後と云ふ、三を速日別といふ、是ハ肥の國なり、後に、肥前、肥後といふ、四を豊久士比泥別と云^〇、こまハ日向ちり、後に、日向、大隅、薩摩といふ、筑紫、豊國、肥の國、日の御代のま^す、おめ^の、次に、壹岐の洲を生ゑま^す、天比登都名^ハあらざら^る、次に、壹岐の洲を生ゑま^す、天比登都

此の外あまとの島、大八島の外に、吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、西見島等の島々を生ゑ給ひし

柱といふ、次に、對馬の洲を生ゑま^す、天の狭手依比賣と云^〇、次に、隱岐の洲を生ゑま^す、天忍許呂別と云^〇、次に、佐渡の洲を生ゑま^す、建日別と云^〇、次に、大日本、豊秋津洲を生ゑま^す、天御虚空豊秋津根別と云^〇、すべて、是を大八洲と云ふちり、此のちりあまとの島を生ゑ給ふ、後に、海山の神、木のおや、草のおやまで、悉くうゑま^す、て、ちり、いづれも、神にませば、生ゑ給へる神の、洲をも山をそつくり給へる、ちり、洲山を生ゑ給ふに、神のあまをま^す、ちり、ちり、神世のおさちれば、誠にちり、ちり、二神又、ちり、ちり、ひて、宣く、我す、大八洲國、および山川草木をうゑ、ちり、ちり、天の下の君たるものをうゑま^す、ちり、ちり、日神をうゑま^す、此の御子、光るる

蛭子、古事記にハ國を
り給ふ前、この御
子を生み給ふことに
記せり

くして國の内にてりと不^ら二神よるこびて、天に送り
あけて、天上の事をいづけ給^ふ此のとき、天地相去る事
遠^くり、大の御柱を以てあげ給^ふ是を、大日靈尊と申
し、妻の字ハ、靈と又ハ、天照太神と申す、女神にてま^りま
通ずべきま^り又ハ、天照太神と申す、女神にてま^りま
す^るり、次に月神を生^ます、其の光、日につぐり、天にの
がせて、夜の政をいづけ給^ふ次に、蛭子をう^ます、三と
せにち^りま^りで脚た^り、天磐楸樟船に乃せて、風にまに
くもち^り棄てつ、次に、素盞烏尊をう^ます、勇^まき^け
く不忍にして、父母の御心にう^まる^る根の國にいねと
のたま^ふ此の三柱ハ、男神にま^りますに依りて、一女、三
男と申す^るり、すべ^て、あ^らゆる神み^ます、二神の所生にま
しませと、國の主たるべ^しとて、生^ま給^ふい^はる^るこ^こさ

神退とハ、崩御一給へ
るといふ古語なり

檝取神、延喜式、下總
國香取郡香取神宮と
見えたる是なり
鹿島神、延喜式、常陸
國鹿島郡鹿島神宮と
見えたる是なり

天益人、ま^り青人草と
いふ、死ぬる人より
も生^るる人の多く、益
ふえゆくを云ふなり
日向の小戸云々
古事記、日本紀等にい
橋之小門、檣原と見え
る、但、その地今詳な

らに、此の四神を申し傳へけるに、おそ、其の後、火の神、軻
俱突智を生^ます、ま^り時、陰神や^りきて、神退給^ひにき、陽
神う^らみい^りて、火の神を三段にき^る、其の三段、おの
く、神とま^り血の志^しり^もそ^ぎて神とま^れと、經
津主神、齋主の神とも申す、健甕槌神、武雷の神とも申す、
の祖ち^り、陽神、猶志^しひ^て、黄泉までお^ちり^まりて、さま
くの誓^りり^き、陰神う^らり^て、此の國の人を、一日に千
頭ころすべ^しとのたま^ひり^ます、陽神を、千五百頭を生
むべ^しとのたま^ひり^ます、依^りて、百姓を、天益人とも云
ふ、(り)死ぬるものより、生^るるもの、お^ちり^まり、陽神、
かへり給^ひて、日向の小戸の橋檣原といふ所にて、御後
給^ふ此のとき、あ^ますとの神、化生し給^へり、日月神も、お

標註 不^レ言^一卷 音^レ及^レ舎

天照太御神ハ、天神に
ま^レせり此に地神
と申せるハ誤り

化生^一生^一自動の詞
ち^レく^レこ^レこ^レハ他動
用ひ^レり

給ふと云 伊弉諾尊、神功すでに終へにけむ、天上にの
不^レ天祖に報命申して、即天にと^レまりたまひたりと
ぞ

地神第一代、大日靈尊、これを天照太神と申す、又、日神と
も皇祖とも申さる、此の神のうまれ給ふと、三の説
あり、一に、伊弉諾、伊弉冊の尊あひをからひて、天下の
阿^レを生まばらんやとて、先、日神をうと、次に月神、次
に蛭子、次に素盞烏尊を生^レ給^ふといへり、又ハ、伊弉諾
尊、左の御手に、白銅の鏡をと^レりて、大日靈尊を化生^一、右
の御手にとりて、月弓尊を生^一、御首をめぐらして、う
りみ給ひ^一間に、素盞烏尊を生^一給^ふひきともいへり、又
ハ、伊弉諾尊、日向の小戸の川にてみそぎ^一たまひ^一と

和光の御誓
和光ハ、智慧の光を深
く^レく^レて、顯^一さ^一
るをい^レふ
やら^レれハ、追放の義
ち^レ、但^レハ、日本紀
に據^レるま^レたり、古事記
ハ、尊母神のまを根
の國^一行^レき給^ふんと
て泣^レき給^ふひけ^レ父
神怒^レりて、遂^レに^レ國
へ逐^レひやり給^ふり

き、左の御眼をあらひて、天照太神を生^一、右の御眼をあ
らひて、月讀尊を生^一、御鼻をあらひて、素盞烏尊を生^一
給^ふひきともい^レふ、日月神の御名も三あり、化生の所も三あ
れば、凡慮をありがたし、又、お^レます所も一に、高天
原と云ひ、二に、日の少宮と云ひ、三ハ、我^レ日本國と
ま^レり、八咫の御鏡をと^レせま^レりて、我をみる^レがこ
と^レせよと勅^一給^ふひける事、和光の御誓もあ^レはきて、
殊更にふ^レきみちあるべ^レれば、三所に、勝負の義をバ
存すべ^レら^レば、茲に、素盞烏尊、父母二神にやらはきて、根
の國にく^レたり給^ふべか^レり、天上に詣^レて、姊尊に見
え奉^レりて、ひた^レるふ^レいと申^一とま^レひ^レれば、ゆ^レ
すべ^一と宣^ふひきよりて、天上にの^レ不^レます^一大^レう^レと^レる

訂正 神皇正統記上卷 十四 教育書專賣所 音及舎

に見えたり
ひたがふハ一向の義
なり

き、山岳なり、响えき、此の神の性たけき、然らむるに
ちん、天照太神おどろきまゝ、兵の備をして待ち
給ふ、彼の尊黒き心ちたよ、へたまふ、あゝ、誓
約をちして、清きり黒きりを知るべし、誓約の御中に、女
をうませば、きこなき心ちるべし、男を生ませた、きよた
心ちるんとて、素盞烏の奉らまき、八咫瓊の玉を取り
給ひ、うら、其の玉に感て、男神化生し給ふ、素盞烏尊
悦びて、まさやあまかちぬと宣ひ、依りて御名を正
哉、吾勝々速日天忍穗耳尊と申せり、是ハ古語又の説に
ハ、素盞烏尊天照太神の御頸にかけ給へる、御統の瓊玉
をこひとりて、天の眞名井にありす、是をあら給ひ
し、うら、先、吾勝尊うまれす、其の後、猶、四柱の男神生さ

四柱の男神柱ハ貴人
を敷ふる時の称なり

天穗日命天津
彦根命活津彦根命熊
野櫛樟日命をいふ

めぐハ慈愛の義な
り
腋子古語拾遺、是以
天照太神育吾勝尊持
甚鍾愛常懷腋子稱曰
稚子今俗号稚子曰和
可古是其轉語也と見
えたり
さまぐハ科、蝦蟇、埋
溝生利逆利ちハ罪
をいふ

給ふ物ぞねハ我が物なれば我が子なりとて、天照太神
の御子にまゝ給ふといへり、是ハ日本紀此の吾勝尊を
ハ太神めぐりとおぼし、常に御脇もとにすゑ給ひ、
うら、腋子と云ふ、今の世に、をさちた子をわら子と云
ふハ僻事なり、かくて、素盞烏尊、猶、天上にまゝける、ち
まぐハ科を犯し給ひき、天照太神いうまで、天の石窟
におもり給ふ、國のうちとこやくにありて、晝夜のわさ
まへまかりき、もろくの神たち愁へ歎き給ふ、其の時、
諸神の上首にて、高皇産靈尊と云ふ神まゝ、昔、天
御中主の尊、三々らの御子おえ、ま、長を高皇産靈
と云ひ、次をハ神皇産靈といひ、次を津速産靈と云ふと
見えたり、陰陽二神こそけ、めて諸神を生し給ひ、

たをうり、たハ添辭よ
て、うりといふに用
ト也

日前の神、延喜式、紀
伊國名草郡日前神社
とある是なり

直に、天御中主の御子といふ事おがつかない、此の三て
中主の御子と云ふことハ、日本紀にハ見えぬ、古語拾遺にあり、此の神、あめのやすらハ
の邊に、て、八百萬の神を集へて、相議り給^{ひぬ}、其の子に
思兼と云ふ神のたむよりにより、石凝姥と云ふ神を
て、日神の御形の鏡を鑄^め、其のけがめ鑄たり、鏡、諸
神の心にあ^す、^{是ハ、紀伊國日次に鑄給ひ、鏡、うろも}
さうま、^{前の神にます}、諸神悦びあがめ給^ひ、^{初ハ、皇居に}
今ハ、伊勢の五十鈴の宮、又、天の明玉の神を、て、八咫瓊
玉をつくら、め、天の日鷲の神を、て、青幣、白幣をつく
ら、め、手置帆負、彦狹知の二神を、て、大峽、小峽の材を
切りて、瑞の殿をつくら、^{此の外、くさ、あ}、其の物、
既に備ちり、に、ら、天香山の五百箇の眞賢木を根こ

根こ、根をつけちか
ら振りとるをいふ

蘿葛、古今集の物名よ
さぐり、この物、奥山
らでハ生ひず、帯の如
く、長きものよ、て、乾
ても色青く、て、枯ま
ずとぞ

ま、い、ハ、咲樂の義を

トにおどて、上枝にハ、八咫瓊玉を取りかけ、中枝にハ、八
咫鏡を取りつけ、下枝にハ、青和幣、白和幣を取りつけ、天
太玉命^{高皇産靈の子なり}、^{を、て、捧げもた}、^{天兒屋命}、^{津速}
の子、或ハ孫とも云へり、^{を、て、祈禱せ}、^{天鈿目命}、^眞
興、台産靈の神の子なり、^{を、て、祈禱せ}、^{天鈿目命}、^眞
辟の葛をかつらに、蘿葛を禪に、竹の葉、鉄、總木の葉
を手草に、て、著鐸の矛を持ちて、石窟の前に、て、能優
を、て、相共に歌ひま^ひ、又、庭燎をあきらら、て、常世の
長鳴鳥を集へて、きかひに長鳴せ、^{是ハ、みち神}、^{天照}
太神きこ、め、て、我ハ、此の比、石窟にあくれ居、又、葦原
の中津國ハ、どこや、さ、ら、ん、い、ら、に、天鈿目命かくゑら
ら、と、た、が、り、て、御手を以て、細目にあけて見給^{ひぬ}、^{大の}
時に、天手力雄命といふ神、^{思兼の子}、磐戸の脇に立ち給ひ

志米繩ちりくべな今いふ

あえれ感歎の詞なり
天の明らるをいふと
あつハ古語拾遺より
誤るるなり
さやけ分明の義なり
竹の葉のこゑと云ふ
ハ非なり
千座の置戸といハ罪を
贖ふべき種々の扱フ
物をのすべき臺を云
ふ
巖の川上和名抄より出
雲國大原郡斐伊とわ
る所なり

一が其の戸をひきひけて、新殿に移し奉る中臣の神、天
屋根命 忌部の神、天太玉 志まくべちを日本紀にハ、端
り、註まハ、左繩端出也と云ふ、古語拾遺に、引出之繩と書けきめぐら
して、ま歸まままいと申し上げ、るに、天始めて晴れて、
もろくくごそに相見、面みな明らうに白く、手をのべて
哥ひまひて、ああまあまあ、ああまあ、おおももるる、古語に、甚
あまと云ふ、面白ハ、もろくく、のあま、たのしく、あやけ、
おりてあきらうに、しるきなり、竹の葉をふるこゑ、まかくて、罪
のこゑをけ、木の名ちり、其の葉をふるこゑ、まかくて、罪
を素蓋鳥の尊によせて、おおすすに千座の置戸を以て、
首の髪、手足の爪をぬきて、贖はしめ、その罪をゆるひて、
神やま透透にやらまきた、彼の尊、天よりくごして、出雲の巖の
川上といふところにいいききりり給いふふ、其の所に、獨の翁と焼

湯津のつま櫛とハ、湯
の密なる櫛をいふ
八醞の酒、幾度もをう
りへて、純酒とちり
たらすのをいふ

えりせるとハ、帯ひ給
へるといふ事の古語

とあり、一の少女をすゑて、かきちるでつゝ泣きたり、素戔
烏尊たそと問ひ給ふ、我ハ是國神なり、脚摩乳、手摩乳と
云ふ、此の少女ハわが子なり、奇稻田姫といふ、はたに八
箇の少女あり、年ごとく八岐の大蛇のために吞まきて
今此のをとめ、まとのまれんとすと申しけま、尊、我に
くまんやと宣ふ、勅のまゝに奉ると申しられ、此のを
とめを、湯津のつま櫛に取りちり、みづくにさし、八醞の
酒を、八の槽にもして待ち給ふに、もとて、彼の大蛇來
まり、頭、おのく一槽に入きて吞み酔ひて、ねぶりたり
を、尊をりせると十握の劔をぬきて、寸々に切りつ、尾にい
そりて、劔の刃すこゝかけぬ、割きて見給へば、一の劔あ
り、其の上に雲氣あり、れ、天のむら雲の劔と名付け

いつきめぐみと八龍
愛の義あり

新嘗ハ新穀を食す
儀式あり

祖天照太神高皇產靈尊いつきめぐみまゝに居て、葦原
の中州の主とちりて、あまくだく給まんごしをまひき
爰に、其の國の邪神阿耆志、たやすく下り給ふとかと
りまわれバ、天稚彦と云ふ神をくどして、見せ給ひしに、
大汝の神の女、下照姫にとつぎて、返り事申はれ、三とせ
になりぬ、依りて、名を稚彦をつかはして、みせくれしを、
天稚彦射殺しつ、其の矢天上にのりて、太神の御まへ
にあり、血もぬきたりけれバ、怪し給ひて、投げ下はさ
しに、天稚彦、新嘗して、ふせり々々胸にあたりて死なぬ
世に、返り矢を忌むハ、此の故あり、はらに又、くどさるべ
き神をえらむまゝ、時、經津主命檄取の神武甕槌神鹿島の神
にま 勅をうけて下りまゝに、出雲國に至り、ちりせら

葛木の鴨鴨上り、延喜式云、大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座
詠訪の神延喜式云、信濃國詠訪郡南方刀美神社二座
罪をハ、罪をせらる、誅伐せしむるを云ふ

劍をぬきて、地につきたて、其の上に居て、大汝の神は
太神の勅を告げまゝに、其子都波八重事代主神、今葛木の鴨に相共にまゝにひぬと申しぬ、次の子、健御名方刀美神、今の詠訪の神、たがもずして、逃げ給ひしを、詠訪の湖まで追ひて攻められしバ、又したふひぬ、かくてもろく、の悪神をバ罪をへ、順へるをバ不めて、天上にのりて、返り事申し給ふ、大物主の神、事代主の神、相共に八十万の神を率ゐて、天にまゝに、太神ごに、おめ給ひて、よろしく八十万の神を領して、皇孫をまかりまつまるとて、返り下り給ひたり、其の後、天照太神、高皇產靈尊相計りて、皇孫をくだし給ふ、八百萬の神勅を承けて、御共につらへまつ、諸神の上首、三十二神あり、其の中に、五

部の神と云ふは、天兒屋命中臣、天太玉命忌部、天鈿女命の祖、石凝姥命鏡作、玉屋命玉作、此の中ふも、中臣、忌部の二神を、むねと神勅をうけて、皇孫をたすけまかり給ふ。又、三種の神寶をはつけましまし、先あるのトめ、皇孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可主之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、又、太神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫ふさづけて祝ひて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡とのこまひき、八阪瓊の曲玉、天兼雲の劍を加へて三種とす、又、此のかゞみのごとくに分明なるを以て、天下に照臨したまへ、八阪瓊のひろがるがぶとく、曲妙を以て、天下を志ろしめせ、神劍をひきはなして不順もの

ひろがるは、ひろれるの誤り、あはれ

を平らげ給へと、勅まし、くらくるとぞ、此の國の神靈として、皇統一種、たゞくましますこと、まふことに、是の勅に見えたり、三種の神器、世に傳ふる事、日月星の天にあらにおちる、鏡ハ日の體あり、玉ハ月の精あり、劍ハ星の氣なり、ふりきちりひあるべきよ、や、抑彼の寶鏡ハ、さきふ記せり、石凝姥命の作り給へり、八咫の御鏡、玉ハ八阪瓊の曲玉、玉屋命天明玉との作り給へるなり、劍ハ素盞烏尊の得給ひて、太神に奉られ、兼雲の劍あり、此の三種につき、くる神勅ハ、まはしく、國をたもちますべき道ちるべし、鏡も一物をたくもへず、私の心ちりて、萬象を照らすふ、是非善惡のすぐとあはれまきと云ふとちり、其のすぐとよまはれがひて、感應するを徳とひ、是

正直の本源あり、玉ハ柔和善順を徳とす、慈悲の本源あり、剛利決斷を徳とす、智慧の本源あり、此の三徳を
 翁とせ受けけりても、天下の治まらんこと、まはらに
 たのるべし、神勅あきらかにして、詞約々にむねひろし、
 剩、神器にあははしたまへり、寂うとトけるき事にや、中
 少、鏡を本とし、宗廟の正體とあふぶま給ふ、鏡ハ明を
 かうちとせり、心性明らるるれば、慈悲決斷ハ其の中に
 あり、又、まきしく御影をうつし給ひしうば、ふうた御心
 をとめ給ひらんうし、天にある物、日月よりあきらか
 らるハちし、依りて、文字を制するにも、日月を明とすと
 いへり、我ハ神、大日の靈にましませば、明德を以て照臨
 し給ふこと、陰陽におきて測りがうし、冥顯につきてた

宗廟 伊勢神宮とせり

内外典佛書を内典といふことハ前に註せり、これに對して儒書其他の書を外典といふあり

のみあり、君も臣も、神明の光胤をうけ、或ハ、まきしく勅をうけし神達の苗裔あり、誰ハ、是をあふぎ奉らざらば、此の理をはらり、其の道にたらずば、内外典の學問も、爰に極まるべきにふそ、さまど、此の道のひろまるべき事ハ、内外典流布の力ありと云ひつべし、魚をうる事ハ、網の一目によらるれど、衆目の力なるまきハ、これを得る事かときがごとし、應神天皇の御代より、儒書をひろめられ、聖徳太子の御時より、釋教をはりまらし給ひし、是まみる、權化の神聖にましませば、天照太神の御心をうけて、我ハ國の道をひろめ、ふうくし給ふるるべし、かくて、此の瓊々杵尊、天降りまきしに、猿田彦と云ふ神參りあひて、是ハ、衡のりかやきて、目をあます

權化とハ、佛ハ化身として、權まこの世に現はれ來るといふ事あり

や、天地ありて以来の事、幾年を経たりと云ふこと見えたる文なり

海の幸山の幸ハ、魚獵して獲物あるを云ふなり

第四代、彦火々出見尊と申せ、御兄火闌降命、海の幸ます、此の尊ハ、山の幸ましく、くろくに相かへ給ひ、各其の幸ちりき、弟の尊の弓箭に、兄の釣鉤をさへ給へり、をば返一つ、弟の尊、鉤を魚にくられて、失ひ給ひ、くろを、あまがちにせめ給ひ、にせんすべなく、海邊にはまうひ給ひき、鹽土翁此の神のこ前に見ゆ、参りあひて、憐し申す、謀ごとをめぐらして、海神綿積命小童とも書りの所に送り、其の女を豊玉姫と云、天神の御孫にめでたてまつりて、父の神に告げて、とめ申す、遂に、其の女にあひ住ま給ふ、三とせむより、阿弖根乎根、故郷をた

うろくづとは、魚のこちあり
口女、日本紀ハ、赤女とあり、古事記ハ、赤海神魚と作り、其の鯛ちり、今尾張辺りてメダヒといふりのちりとぞ
釣くふなハ、釣の餌を食ふ勿きちり

俳優の民云々、日本紀一書、於是兄者擯鼻以緒望、塗面告其弟曰、吾汚身如此、永為汝俳優者、乃奉足踏行、学其溺苦之状云々、自尔

す御氣色あり、れハ、其の女、父にいひあをせて、歸り奉る、大小のうろくづを集へて、問ひ、くろくに、口女と云ふ魚病ありとて見え、す、志ひて、めし出づま、其の口腫れたり、是をけぐりに、失せ、し、鉤をさぐりて、赤女と云ふ、又、此の魚ハ、なよ海神誠めて、口女、今より釣くふなりと云ふと見え、くろ海神誠めて、口女、今より釣くふなり、又、天孫の饌にまわらちとちん云ひ、ふくめける、又、海神、干珠、満珠を奉りて、兄をさぐがへ給ふべき、うたちを教へ申し、くろ、け、て、故郷に、くへり、ま、て、鉤をば返一つ、つたまを出だして、ねぎ給へ、潮みちきて、兄お入れなやまはきて、俳優の民とちん、んと誓ひ給ひ、くろ、干珠を以て、潮をさぐり、ぞけ給ひき、是より、天日嗣をつとへま、くろ、くろ、海中にて、豊玉姫は、くろ給ひ、くろ、産期小い

及今曾無廢絶と見え
より

標註 神皇正統記 十卷

普及舎

うぶやと云ふ事も云
々産屋をうの羽を以
てふらる故の名とい
えれつるハ、いふあ
らん尚子を産まんが
為と造る屋ちれバ
といふ方穂ちるべし

たうバ、海邊に産屋を作りて、待ち給へど申しき、ちと
て、其の妹玉依姫をひきわて、海邊に行きあひぬ、屋を作
りて鷓鴣の羽にてふりまゝが、ふきもあへず、御子生ま
れ給ふによりて、鷓鴣草菅不合尊と申す、まゝ産屋をう
ぶやと云ふ事も、うの羽をふきまゝの故ちりとまゝ、はて
も、産のとき、見給ふまゝと契り申し、をのぞきて見ま
りれば、龍にちりぬ、耻ぢ恨て、我に耻ぢせ給はずバ、海
陸をて相通へどつる事ちるまゝとて、御子をす
ておきて、海中にふへりぬ、後に、御子のきまゝとて、ま
しますことをききて、あまれとわがめて、妹の玉依姫を
奉りて、やゝちひまわらせらるゝとぞ、此の尊、天下を治め
給ふこと、六十三万七千八百九十二年といへり、震旦の

懿徳とあぐる、懿徳天
皇三十二年と當り

世のはじめをいへるに、萬物混然として相たなまらず、是
を混沌といふ、其の後、軽く清きりのち天とちり、重く濁
きる物ハ地とちり、中和の氣ハ人とちり、是を三才と云
ふ、是までハ、我が國の初をいふ、其のちとめ、君、盤古氏、天
下を治むる事、一萬八千年、天皇、地皇、人皇とといふ王、相
續ぎて九十一代、一百八万二千七百六十年、はきにあら
せて、一百十萬七千七百年、是、一説實ハ明、廣雅といふ書
にも、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歳とも云
ふ、(一)獲麟といハ、孔子の在世、魯哀公のときまゝり、日本の懿
徳にあとまり、まゝのち、盤古のちとめハ、この尊の御世
の末つらうとに當るべき小や

第五代、彦波瀲武鸕鷀草薙不合尊と申す、(二)御母豊玉姫

訂正 神皇正統記 上卷

二十四

教育書專賣所 普及舎

の名づけ申しける御名ちり、御姨玉依姫にとつぎて、四
もりの御子をうまめ給^{ひぬ}彦五瀬命、稻飯命、三毛入
野命、神日本磐余彦尊と申^{せう}磐余彦尊を太子にたて、
天日嗣をちん續^つりめま^りく^る、此の神の御代七
十七万餘年の程小や、もろこしの三皇の初、伏羲と云ふ
王あり、次に神農氏、次に軒轅氏、三代あをせて五萬八千
四百四十二年、一説にハ、一萬六千八百二十七年、然らバ、
經中納言、新古今集の序を書くに、伏羲皇徳^よ基^りて、四
十年といへり、いづれの説によまるふら、覺^る東^のき^と
る、其の後に、少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、^堯有虞氏、^舜
りと云ふ五帝あり、合せて四百三十一年、其の次に夏、殷
周の三代あり、夏にハ十七王、四百三十二年、殷にハ三十
主六百二十九年、周の世とちりて、第四代の主を昭王と

天竺に云、釈迦出生
入滅の事ハ、古来三十
三の異説あり、^ハ
見真大師の化身土卷
の説は據り^りと見
以又穆王の五十三年
ハ入滅とせば、神武天
皇紀元より、二百八十
九年前のとちり
此の神云々ハ、皆不合
尊を申せらるり

五代、天照大御神、天忍
穗耳尊、彦火瓊杵尊
彦火々出見尊、鸕草尊
不合尊をいふ

云ひき、其の二十六年甲寅の年までハ、周に六りて一百
二十年、この年ハ、昔不合尊の八十三万五千六百六十七
年にあとまり、今年、天竺に釋迦佛出生^しま^りま^り同ト
トキ八十三万五千七百五十三年に、佛御年八十にて入
滅^し給^ひり^り、^りこ^いふ^ハ、昭王の子、穆王の五十三年
壬申にあたり、其の後二百八十九年ありて、庚申にあ
たりと、此の神かくれま^りく^る、^ぬす^べて、天下を治め
給ふ事、八十三万六千四十三年といへり、是より上つ
たを、地神五代とハ申すちり、二代ハ、天上にとまり給
ひ、三代ハ、西州の宮にておなくの年をたくりま^りま^り
神代の事ちれば、行迹た^りく^る、^び昔^不合^尊、八十三万
餘年ま^りく^る、^に、其の御子磐余彦尊の御世より、俄に

人皇の御代とありて、曆數もいとかくありにらる事、う
たがふ人もあるべきふや、はきど、神道の事おして、
己がたり、誠に、磐長姫の詛ひらるまゝ、壽命も短くあり
し、神のふるまじふそり、やぶて、人の代とあり
たるり、天竺の説のごとく次第ありて減たりとはみ
えず、又百王まゝすべしと申すめ、十々の百ふはあ
らば、窮ちれを百といへり百官、百姓ちと云ふにて、
べきあり、むろ、皇祖天照太神、天孫尊に、くご給へる
詔に、寶祚之隆、當與天壤無窮とあり、天地もむろに
はらば、日月も光を、くごためず、いんや、三種の神器世
に現在給へり、窮あるべくくばるハ、我が國を傳ふる
寶祚あり、あふぎてたふと奉るべきハ、日嗣をうけ給

至りて尊きを云々
と命とハ、共
訓して、我ハ
ことら、但、ハ日
本紀より、ま

ふ皇にちんおま
人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す、後に、神武と名づ
け奉まり、地神鸕鷀草薹不合尊第四の子、御母玉依姫、海
神小童の第二の女あり、伊弉諾尊に、六世、大日靈尊に
る五世の天孫ふまゝす、神日本磐余彦と申すハ、神代
よりのやまとおとむあり、神武ハ、中古とありて、
の詞によりて、はどめたてまつれる御名あり、又、此の
御代より代ごとく宮所をうつして、其所の名をやつて
御名とす、此の天皇を、橿原の宮とも申す是なり、又
神代より、至りて尊きを尊と云ひ、其の次を命といふ、人
の代とありて、ハ、天皇とも、神武の御時より、
臣、宿禰、臣など、いふ、神武の御時より、

標註 不_レ言_一 卷

道のついでに國々豊
國安藝吉備等の國々
をいふ

けい_レまきることあり、上古にハ、尊とも命とも兼ねて稱
し、つらと見えたり、世くごりてハ、天皇を尊と申すこと
も見えび、臣を命といふ事も、古語の聞きあはず
まゆふや、此の天皇、御年十五にて、太子よこち、五十一
にて、父の神にありて、皇位につら_レめ給_ふ、今年辛酉
の歲あり、筑紫日向の宮崎の宮にた_レま_レけるが、兄
の神達、よび皇子、群臣にみこと_レのり_レて、東征の事あ
り、此の大八洲ハ、皆こま_レ王地あり、神代幽昧あり_レによ
りて、西偏の國に_レて、お_レなくの年序を送られ_レつ_レふ_レふ
そ、天皇舟楫をと_レのへ、甲兵を_レつめて、大日本洲にむ
りひ給_ふ、道のついでに國々を平ら_レげ、大倭に入りま_レさ
んとせ_レに、其の國ハ、天の神、饒速日の尊の御子、宇麻志

間見命といふ神あり、外舅を長髓彦と云_ふ、天神の御
子、兩種あ_レんやとて、軍を_レお_レてふせきたてまつ_ふ
其の軍こ_レく_レて、皇軍_レの_レ利を_レう_レな_ふ、又、邪神
毒氣を吐き_レら_レば、士卒皆病を_レふせり、茲に、天照太神、健
甕槌の神を_レて、葦原の中津洲さわ_レ音す、汝ゆきて、き
ひらげよとみおとのり_レたま_ふ、健甕槌の神、申し給_ひ
ららハ、むら_レ國をたひらげ_レとき_レの劍あり、かきを_レ下
らば、おのづ_レら_レたひらぎ_レんと申_レて、紀伊國名草の
村に、高倉下尊と云ふ神よ_レめ_レて、此の劍を_レてまつ
り_レま_レば、天皇よろこ_レび給_ひて、士卒のやみ_レふせり_レら
も、よ_レお_レき_レぬ、又、神魂命の孫、武津之身命、大鳥と_レり_レて
軍の御_レた_レにつ_レひまつ_ふ、天皇_レめ_レて、八咫鳥と_レ稱_レ

訂正 神皇正統記 卷

二十七

敬信書傳賣所 卷

一代の君、定王の三年にあされり、今年老子誕生す、こゝま
ハ道教の祖あり、此の天皇、天下ををけり給ふこと、七十
六年、一百二十七歳おとまりまき

第二代、綏靖天皇、是より、和語の尊神武第二の御子、御母

ハ輔五十鈴姫、事代主の神の女あり、父の天皇かくれま

して、三年ありて即位したまふ、ひき庚辰のとしなり、大和葛

城高岡の宮にまゝす、二十一年庚戌のとし、もろこ

の周の二十三代の君、靈王の二十一年あり、今年、孔子た

んとやうす、せう是より、七十三年までたはり、ひき儒教をひ

らめらる、ま此の道ハ、むろりの賢王、唐堯、虞舜、夏のそとめ

の禹、殷のほうめ湯、周のそとめの文王、武王、周公の國を

治め、たををちてまひ、道なれば心を正しく、身を

孔子名ハ丘、字ハ仲尼
魯の人あり、初魯の定
公表公より事へ、せう事
によりて之を辨し、そ
の學を以て四方に傳
へり

ちなく、家ををけり、國政をさめて、天下におよがすを
宗とははれば、おとちる道ふちあり、ねども、す急の世と
ありて、人、不正になり、はは、その道政をけりて、儒の
をへをたてらる、はあり、天皇、天下ををさめたまふこ
と三十三年、八十四歳おとまりまき

第三代、安寧天皇ハ、綏靖第二の御子、御母ハ五十鈴依姫、
事代主の神のむとむすめあり、はつのおうりのご、即
位、大和の片鹽浮穴の宮にまゝす、は天下政をさめたま
ふこと三十八年、五十七歳おとまりまき

第四代、懿德天皇ハ、安寧第二の子、御母ハ淳名底媛、事代
主の神の孫あり、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峽の宮に
まゝす、は天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳おとまり

まーた

第五代、孝昭天皇ハ、懿徳第一の子、御母ハ天豊津姫、息石耳命の女あり、父の天皇かくれまーて、一年ありて、丙寅の年即位、大倭の掖上池心の宮にまーます、天下然をさめたまふこと八十三年、百四歳おはまーまき

第六代、孝安天皇ハ、孝昭第二の子、御母ハ世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女あり、乙丑のご即位、大倭の秋津島の宮にまーます、天下を治めたまふこと一百二年、百二十歳おはまーた

第七代、孝靈天皇ハ、孝安の太子、御母ハ姊押姫、天足彦國押人命の女あり、辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまーます、三十六年、丙午にあるとり、まろふの周の

秦の始皇即位、これ天皇七十年に當り、四十五年とあるハ、暗記の誤ちるべし

三皇五帝ハ、黄帝、顓頊、堯、舜、禹、及び神農氏、伏羲氏、神農氏をいふ

此の事異朝の書ニ云々、歐陽全集日本刀の歌に、徐福行時書未焚、遺書百篇今尚存と見えたり、こゝをばせり

國滅びて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇即位、此の始皇仙方を求めて、長生不死の藥を日本にもとむ

日本より、三皇五帝の遺書を、彼の國にもとめ、始皇ことくく之を送る、其の後、三十五年ありて、彼の國書をやき、儒を埋みにくれば、孔子の全經、日本にとりま

といへり、此の事、異朝の書にのせり、我が國ハ、神功皇后、三韓をたひらげ給ひより、異國に通じ、應神の御代より、經史の學つておれり、とぞ申し、ちりハ、孝靈の御時より、此の國に文字ありとハきりぬことちり

と、上古の事ハ、たゞに志るゝとゞめば、るゝや、應神の御代にあとまる、經史たふも、今ハ見え、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へり、本こそ、流布したまは、此の御

君子不死の國、後漢書東夷傳、東方有君子不死之國とあり

代よりつたへん、あまがちよらたがふまじき
にや、凡、此の國をバ君子不死の國ともいふなり、孔子世
の亂まるとる處とをまげきて、九夷をまると宣ひたり、
日本を九夷の其の一ちるべし、夷國にハ、此の國を東夷
と云、この國よりハ、又、彼の國を西蕃といへるがごと
し、四海と云ふも、東夷、南蠻、西羌、北狄なり、南ハ、蛇の種な
まバ、虫をいたるへ、西ハ、羊をのむ牧ふちれバ、羊をいた
がへ、北ハ、犬の種ちれハ、犬をいたるへきり、只ひるハ、
仁ありていのちちるがし、よりて、大牙の字をいたがふと
云へり、孔子のときすく、あちよの事をまじりたまひけれ
バ、秦の世小通ト云んことあやむにたぬことによ
此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、百十歳おほ

大矢口宿禰
内色許男 伊迦賀
色許賣 孝元妃
内色許賣 孝元皇后
大綜麻杵 伊香色
謎開化皇后

まじき
第八代、孝元天皇ハ、孝靈の太子、御母ハ細媛磯城縣主の
女ちり、丁亥のどし即位、大倭の輕の境原の宮にまじま
す、九年乙未の年、まじの秦なるびて漢にうつりき、
此の天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳おほ
まじりた
第九代、開化天皇ハ、孝元第二の子、御母ハ鬱色謎姫、穗積
の臣の上祖鬱色雄命の妹ちり、甲申の年即位、大倭の春
日率川の宮にまじます、天下を治めたまふと六十年、
百十五歳おほまじき
第十代、崇神天皇ハ、開化第二の子、御母ハ伊香色謎姫、初
孝元の妃とちりて、彦
大綜麻杵命の女ちり、甲申の年即
太忍信命をうめり

神代の鏡造云々
齊部氏家牒云、天官命
六世孫玉備命、小狹
命、于石凝姥命、八世孫
龜津足命、足月陰命、于
天目一箇命、八世孫、國
振立命、國振別命、于初
更鑄八尺鏡、造八束劍、
為守身御寶、是至今天
津日嗣高座即之日、獻
所神靈鏡劍是也、と見
えたり
神籬ハ、神を齋ひ祭る
料に、神の枝をたてぬ
ぐらゝたる所あり

位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまゝす、此の御時、神代を
あること、世ハ十つぎ、年ハ六百餘にちりぬ、やうやく、神
威をむそま給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より、此の己丑まで
九百二十
九年より、神代の鏡造石凝姥の神の初子をめりて、鏡
をうつゝ鑄しめ、天目一箇の神の初子をして、劍をつく
らるゝ、むね大和の宇陀の郡にして、此の兩種をうつゝあり
ためられき、これを護身の靈として、同殿に安置す、神代
よりの寶鏡、および靈劍を、皇女豐鋤入姫命につけて、
大倭笠縫の邑といふところに、神籬を建て、あがめ奉
らるゝ、こまより、神宮、皇居、各別にちりぬ、其の後、太神の教
ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひ
らるゝ、十年の秋、大彦命を北陸につらり、武渟川別命を

任那の國使、この時の
使者ハ、蘇那局此知ま
り

東海に、吉備津彦命を西道に、丹波の道主命を丹波につ
らり、す俱に印綬を給ひて、將軍とす、將軍の名初、天皇の
叔父武埴安彦命、朝廷を傾くんとせりけき、將軍等
をとめて、先追討せりめつ、冬十月に將軍發路、十一
年の夏、四道の將軍、戎夷を平らげゆるより、復命、六十
五年秋、任那の國使を差して、御貢を奉る、二千餘里と
ふ、天皇、天下を治めたまふこと六十八年、百二十歳にお
まゝ

第十一代、垂仁天皇ハ、崇神第二の子、御母ハ、御間城姫、大
彦命、孝元のの女あり、壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城
の宮にまゝす、す六の御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に
ありて、天照太神をいつき奉る、す神のをへより、猶、國

小蛇古事記より、白猪
とあひ給へりとする
日本紀には、大蛇と
見えり

うらちと給ふ云々、後
は天皇東國を巡狩し
給ひしも、日本武尊の
遺跡を觀んとおぼし
てり

昔の山に荒神ありと聞えりれば、劍をば、宮簀姫の家
とめて、徒よりいでま^す山神化して小蛇にちりて、道
によこたをま^り尊又おえて過ぎたまひくに、山神毒氣
をばきくりに、御心みざれにくり、そまより、伊勢にうつ
^{ひぬ}給ふ能褒野と云ふところふて、御やまひをちま^り
くちりにくれれば、武彦命をして、天皇よ事のよ^しを奏し
て、終よかくま^り給ひぬ、御年三十ちり^③天皇、きお^りめ^り
て、ちま^り給ふ事^りぎりちく、群卿百寮にあふせて、伊
勢國能褒野にをほめたてまつられし、白鳥こちりて、
大倭の國をさ^りて飛び、琴彈原といふ所にとま^り、其
の所に、又陵をほ^りどめらま^り、又、飛びて河内の古市ふ
とま^り、其のとま^りに、ま^りと陵をほ^りどめらま^りと、白

鳥ま^り飛びて天にのがりぬ、依りて三の陵あり、かの草
薙劍ハ宮簀姫あめ奉り、尾張にとま^り給^{ひぬ}、今の熱
田の神にま^りす、五十二年秋、小碓尊の平が^り國をめぐり、みけ^り
臣と^す五十二年秋、小碓尊の平が^り國をめぐり、みけ^り
んやとて、東國に幸^し給^{ひぬ}、十二月に、あづまよりあへり
て、伊勢の綺の宮にま^りま^り、五十四年秋、伊勢より大倭
にうつり、纏向の宮に歸り給^{ひぬ}、天下を治めたまふこと
六十年、百六歳た^りま^りき

第十三代、成務天皇ハ、景行第三の子、御母ハ八阪入姫、八
阪入彦皇子^{崇神の御子}の女ちり、日本武尊、日嗣をうけ給ふ
べり、^{ひぬ}に、世^をやくま^り、此の帝立ち給^{ひぬ}
^{ひぬ}辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にま^りす

標註不皇正統記一考

晉及合

神武より十二代も大倭の國にまゝたりき景行天皇の末
 つつと此の高穴穗にまゝく、この時をどめて他
 とも、けごまき皇都よとあらじ、
 國にうつり給ひぬ三十年の春、武内宿禰を大臣とす大臣の號
 是に初ひぬ四十八年の春、姪の仲足彦尊日本武尊をたて、
 皇太子と給ひぬ、天下を治めたまふこと六十二年、
 百七歳にまゝりた
 第十四代、第十四世、仲哀天皇ハ、日本武尊第二の子、景行
 の御孫ちり、御母と兩道入姫、垂仁天皇の女ちり、大祖神
 武より第十二代、景行までハ、代のまゝに繼體ひぬたま
 日本武尊、世をまやく給ひひぬによりて、成務是をひぬつぎ
 給ひぬ此の天皇を太子として、ゆづりまひぬより、代
 と世とかなるとは、まゝり、是よりハ世を本と記し奉

きりく、雄略紀に
端麗を訓めり

るべきちり、代と世とハ、常の義差別なし、まゝれども、お
 んため、書き分ちり、但、字書ひぬその繼體とを分れせ
 あらざ、代ハ更の義ちり、世ハ周禮の註に、父死よて子立
 つをせと云、此の天皇、御ちちいとひぬく、御た
 ふとあり、
 け一丈まひぬり、壬申の年即位、此の御とき、熊襲又
 反亂して朝貢せず、天皇軍をめてみづから征伐のた
 め、筑紫にむひぬ給ひぬ皇后息長足姫尊ハ、越前の國、筭飯
 の神にまひぬり、それより北海をめぐりて行き、あひぬ給
 ひぬ、
 西に實の國あり、打ちてまひぬへ給へ、熊襲ハ小國ちり、
 又伊弉諾、伊弉冊のうひぬ給へり、國ちまひぬり、
 終にハ、まひぬがひ奉りちるとあり、天皇うひぬ給
 えず、事ちひぬずして、檀日の行宮にして、のくれたまひぬ長

訂正 神皇正統記上卷

三十六

教育書專賣所 普及

穴戸ハ長門の旧名

開化天皇一彦坐王

山代之大筒木真若

王

迦迹米雷王

鳥長宿禰神功皇

后

門におはめ奉^るこまを穴戸豊浦の宮と申^す天下を治
 め給ふ事九年五十二歳むくまき
 第十五代神功皇后ハ息長宿禰の女開化天皇四世の御
 孫ちり息長足姫尊と申^せの仲哀たて^る皇后と給ひ
 き仲哀神のを一へによらず世をまやく給ひ^らば
 皇后いきご不^まま^りて七日ありて別殿をつくり齋^ま
 こもらせ給^ふ此の時應神天皇は^まま^まはせま^り
 たり神^らりてはま^りの道をを^ら給^ふこの神ハ
 表筒男中筒男底筒男ちりとらん名のり給ひ^ら是ハ
 昔伊弉諾尊日向の小戸の櫛が原にみそき給ひ^ら時
 化生^しま^りら神ちり後^に攝津の國住吉にいつか
 ま^りま^り神これなりかくて新羅百濟高麗
 この三ヶ國
 を三韓と云

皇子を誕生す天皇の
 為御ハ九年二月に
 て皇子の誕生ハ十二
 月より
 廣阪忍熊の二王ハ大
 中津比賣の御腹^に生
 れ給へる御子たち^を
 り

ふ正ハ新羅に^りぎ^るべき^り衣韓馬韓并韓をすべ^て新
 羅といふちり^てま^りれどふるく^り百濟高麗をく^らへ
 て三韓といひ^をち^りま^りか^へ給ひ^き海神^のち^りあ
 ら^る御船をは^きて守り申^すバ思のぶとくか
 の國を^らひ^らげ給^ふ神代より年序久しくつもれ^り
 にかく神威をあ^らる給ひ^らり^て筑紫に^らへ^りて
 皇子を誕生^し給ひぬ應神天皇^よてま^ります神の申^し
 給ひ^らによりて是を胎中天皇と申^す皇后攝政^{して}
 辛巳の年^{より}天下を^らせ給^ふ皇后未筑紫^よま^りま
 一^し時皇子の異母の兄忍熊王謀叛をおこ^して禦ぎ申
 はん^どな^られば皇子を^ら武内大臣に^らせ^たて^ま
 つり紀伊の水門につけ皇后ハ^すぐに難波につき給ひ
 て程^ちく其の亂を^らひ^らげ^らき^にき皇子^おこ^らび給

標註 禮記 上卷 言上 卷

彼の國云々
大矢田宿祢を留めて
鎮守將軍と給ひ
倭國の女王云々、この
こと我が國史に見え
ず、或ハ燕、魏などの、自
王と稱して使をつか
せしむるハありげら
り

ひくわバ、皇太子とす、武内大臣、專朝政を輔佐し申しけ
る、大倭の磐余稚櫻の宮にまゝす、是より、三韓の國、年
ごとに御調をそとへ、此の國よりも、彼の國に鎮守のつ
らちをおうれくわバ、西蕃相通して國家とてはり、
りき、又もろこしへえ、使をつつたさき、
女王、遣使來朝すと後漢書にみえ、元年辛巳の年ハ、
漢の孝獻帝二十三年にあつ、漢の代は、
代と云ひし時、王莽といふ臣、位をうをひて、十四年あり
き、其の後、漢にりへりて、又、十三代、孝獻のとき、漢ハ滅
びよき、此の御代の十九年己亥に、獻帝位をりて、魏の
文帝にゆづら、是より天下につにあつきて、魏蜀吳と
あり、吳も、東によさる國なれば、日本の使も、先通つら

道々のたぐい云々、應
神天皇の朝、
を求めし、
の朝に漢、
をめし給ひしことと
をいふ

此の時百濟より云々、
十五年百濟より阿直
岐を奉り、太子菟道稚
郎子之を師とし、學び
給ふ、又明年王仁を奉
り、論語及千字文を貢
せし由、日本紀に云
たり

にや、吳の國より、道々のそくちとまでわとほきき、
又、魏の國も通せられりとみえたり、四十九年乙酉
といひし年、魏又滅びて晉の代にうつりよき、蜀の國ハ、
未だ魏のためにならざり、吳ハ、魏よりのちまで、
りしが、應神十七年辛丑、晉のためにならば、
の皇后、天下を治め、まふこと六十九年、
まゝりた
第十六代、第十五世應神天皇ハ、仲哀第四の子、御母ハ神
功皇后あり、胎中の天皇とて、又ハ、譽田天皇ともなづけ
奉る、庚寅の年即位、大倭の輕島豐明の宮にまゝす、此
の時、百濟より博士をめし、經史をつくら、太子以下
是を學び、ちひき、此の國に、經史および文字、
る事ハ、これより、は、
三十八

訂正 申皇正統已上卷

三十八

教育書專賣所

異朝の一書云々
 太平御覽に魏志を引
 きて神武天皇ハ吳太
 伯の後ちることを云
 へり、されど、今の魏志
 ハ此の事ちり、僧圓
 月、林羅山等の説も、此
 二基きしちり、傳説な
 るハこゝに辨せられ
 たらが如し、まゝ後紀
 大同四年二月辛亥勅
 倭漢德、歷帝諸國、天御
 中主尊、標為始祖、至如
 魯王、吳王、高麗王、漢高
 祖命業、接其後裔、倭漢
 雜、據、敢、垢、天、宗、恩、民、迷
 執、執、謂、實、録、宜、諸、司、官
 人、等、所、藏、皆、進、若、有、挾
 情、隱、匿、亦、皆、不、進、昔、事
 覽、之、日、必、處、重、科、と見
 え、り、又、弘、仁、私、記、序
 二、更、有、帝、王、系、圖、書、云
 或、到、新、羅、高、麗、為、國、王、
 或、在、民間、為、帝、王、有、因

本ハ、吳の太伯が後ちるといへり、返々あつてぬことを
 り、むろし、日本も三韓と同種ちると云ふ事のありしが、
 彼の書を、桓武の御代、焼きすてらましちり、天地ひら
 けて後、素盞烏尊、韓の地にいり給ひきちると云ふこと
 あれば、かまらの國々も、神の苗裔ちるんことあなげち
 るるし、ちききにや、そきす、昔よりもちひはら事ちり、
 天地神の御末ちきばるに、代々とれる吳の太伯が
 後ちるあるべき、三韓震旦に通トてより、以來、異國の人
 おく此の國に歸化しき、秦のすゑ、漢の末、高麗、百濟の
 種、ちるぬ蕃人の子孫もきりて、神皇の御すゑと混亂
 せしによりて、姓氏録といふ書をつくられき、そきも
 人民にとりての事ちるべし、異朝にも人の心ちちる

延暦年中下符諸國
 合焚之、而獨在民間也
 と見え、り、其よこの
 章に參照すべし
 姓氏録、弘仁六年、萬多
 親王の撰ちり、姓氏を
 分ちて神別、皇別、諸蕃
 の三類とせられたり

第八、甘美内宿禰ちり

ちるべきハ、異學の輩の云ひ出だせらる事、後漢書よりぞ、此
 の國の事をバあつて、あるせら、符合したること、も何
 り、又、心得ぬこともあるにや、唐書も、日本の皇代記を、
 神代より光孝の御代まであきらむるにのせり、はてそ
 此の御時、武内大臣、筑紫ををきめんため、彼の國につ
 り、もはれらるに、弟の讒によりて、すでに追討せらま
 を、大臣の僕、真根子と云ふ人あり、かうち大臣に似たり
 々れば、相りちりて誅せらる大臣ハ、忍びて都にまゝで
 り、科ちきよりをあきらめられき、上古神靈のあるト、
 猶、くくらあやまちまゝ、くくら、末代いつて、つ
 し、せ給はばらべき、天皇、天下を治めたまふと四十
 一年、百十一歳おとまり、まゝ、欽明天皇の御代に、なとめ

肥後恐、八幡前の
終り、八幡形の地、
實前もれはるり

託宣ありき、孝謙天皇
天平勝寶元年十一月
己酉、八幡大神託宣向
京と續日本紀に見え
る

て神とありはきて、筑紫の肥後の國、菱形の池といふ所、
ありしに給^{ひぬ}我ハ人皇十六代、譽田の八幡丸ちりとの
給ひき、譽田ちりとの御名、八幡ハ垂迹の跡ちり、後に、豊
後國宇佐の宮にまづまり給ひ、聖武天皇東大寺を
建立の後、巡禮し給ふべきより託宣ありき、依りて、威儀
をととのへて迎へ申^{はら}又神託ありて御出家の儀あ
りた、やがて彼の寺に勸請したてまつら^らされど猶、勅
使もき、宇佐にまかりき、清和の御時、大安寺の僧行教、
宇佐にまうてたてり、に、靈告ありて、今の男山石清水
にうつりま^ら爾來、行教も奉幣と石清水にあり、一
代一度宇佐へも勅使をたてまつる、むら、天孫あま
くだり給ひしとき、御供の神八百萬ありき、大物主の神

三業身口、意をいふ

密教ハ、真言宗をいふ

あつて天への不れり、八十萬の神といへ、今
までも、幣帛を奉らる神、三千餘坐あり、あつるに、天照
太神の宮にまづびて、二所の宗廟とて、八幡をあふき申
はる、こと、最たふとて御事あり、八幡と申す御名ハ、御
託宣に、得道來不動法、性示八正道垂權迹、皆得解脱苦衆
生、故號八幡大菩薩とあり、八正とハ、内典に、正見正思惟
正語正業正命正精進正定正惠是を八正道とい^ふお
よそ、心正るまが身口ハおのづから清まる、三業に邪な
くして、内外真正るるを諸佛出世の本懐と^ら神明の垂
迹も、まは是がためちるべし、まは八方に八色の幡を
つるまあり、密教のちるひ、西方阿彌陀の三昧耶形を
り、その故にや、行教和尚にハ、彌陀三尊の形にてえは

せ給ひたり、光明袈裟の上につつせまゝに、
 頂戴して、男山に安置し申しけるをぞ、神明の本地を
 いふ事ハ、たしあらしぬたぐひおろくまど、大菩薩の應
 迹もむろしやう、あきくあらし證據たりますや、或
 ハ又、昔於靈鷲山説妙法花經とも、或も彌勒ちりごも、大
 自在王菩薩ちりとも託宣したまふ、中にも、八正の幡を
 たて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よくよく、思ひ入
 りてつらうまづるべきにや、天照太神も、唯正直をのこ
 御心とたまへる、神鏡を傳へまゝ、事のむろし
 公、侍きも志るぬま、雄略天皇二十二年の冬十一
 月、伊勢の神宮の新嘗のまつ、夜ふけてかへの人
 々まかりいで、後、神主物忌らむろしごまたりたり

に、皇太神、豊受の太神、倭姫命にうゝ、
 正直を以て本とすごあり、同二十三年二月に、うさねて
 託宣し給ひに、日月ハ四洲をめぐり、六合をてらすと
 いへど、正直の頂をてらまべきちり、はれば、二所宗廟
 の御心をさうんと思も、唯正直をはきとすべきちり、
 凡、天地のあひど、ありとある人、陰陽の氣をうけたり、不
 正にして、はたつべく、おとまに、此の國ハ神國を
 れバ、神道にたがひてハ、一日も日月をいづくまどき
 いもまちり、倭姫の命、人よをへ給ひくらハ、黒き心を
 くして、丹心をもちて、清く潔く齋し、慎み、左の物、右に

うつはず、右のりのを左にうつさずして、左を左ごとく、右を右とし、左にのへり、右よめぐることを、萬事たがふ事ちくして、太神につううまつれ、元々本々の故ちりとちん、誠ふ、君に仕へ神まつりへ、國を治め、人城をへんぶごとく、かゝるべいとぞおゆる、少のとも心よゆるす所あれバ、おほきにあやまる本とちる、周易に、霜を履いて堅氷に至ると云ふこと、故、孔子釋して宣く、積善の家に餘慶あり、不積善の家には餘殃あり、君を殺し、父を殺すことと、一朝一夕の故ふあらずといへり、毫釐も、君をゆるうせよする心をきばすものを、必亂臣とちる、芥蒂も、親をむろそくにむるかゝるあらゆる、はくして賊子とちる、此のゆゑに、古の聖人、道ハ須臾もをちるべう

古の聖人云々、中庸の語あり

ら、は、も、ちるべきハ道にあらずと説たり、但、其の末をわまぢびて、源をあきうめられバ、事にのぞいて覺えゆるあやまりあり、其の源と云ふを、心よ一物をたくまへざるをいふ、志のも、虚無の中にどよまらるべう、天地あり、君臣あり、善惡の報、影ひひきのごとし、おのまじ欲をすて、人を利するをはたとして、境々に對すること、鏡の物をてらまがむとく、明々としてまよそざらんを、まことの正道と云ふべきにや、代々たまりとて、みづからいやしむべう、天地のはじめ、今日を始とする理あり、ちののちり、君も臣も、神をわること、こゝからず、つねに、眞の知見をのへり、神の本誓をきりて、正に居せんことを心ざし、邪ちり、人事を思ふべう

兄の太子達云々、皇兄
大山守命皇太子を假
奉りて天下を得ん
と云うれば、いふ

第十七代、仁徳天皇ハ、應神第一の子、御母ハ仲姫命五百
城入彦皇子景行の御子の女ちり、大鷦鷯尊と申す、應神の御
時、菟道稚郎子と申す、ハ、寂末の御子にてまゝ、く
を、うつく、給ひて、太子にたてんとおぼしめし、
兄の御子達、うけがひ給へども、此の天皇、ひとり
けがひ申し給ひ、によりて、應神悦びまゝ、菟道稚郎
子を太子とす、此の尊を輔佐にちん定め給ひ、應神
かくれまゝ、御兄たち、太子をうゝまんとせら
れ、此の尊は、とりて、太子と心を一にして、かきを
誅せ、れにき、茲に、太子天位を、尊にゆづり給ひ、尊か
くいな、給ひ、三年にちるまで、たがひ、ゆづりて、位を
むろく、太子ハ、山城の宇治にまゝ、尊ハ、攝津の難波

高津宮
攝津東成郡、安國寺阪
の北、小祠の邊、真田山
の東ちりといふ

高屋云々
日本紀、菟道歌集に、侍
大鷦鷯天皇、左大臣從
二位、無行左近衛大將
藤原朝臣時平
たうどの、のぼりて
みれば、あめの、たよ
もよけりて、いふと

にまゝ、國々の御つき物も、あると、ちり、けと
らす、民の愁となれり、太子、づらうせ給
ひぬ、尊、おどろき、げき給ふことかぎり、
のれ、ますべき道ちり、ねバ、癸酉の年即位、攝津國難波高
津宮にまゝ、日嗣をうけ給ひ、より、國を、つめ、民
をあまきと給ふこと、ため、もまれちり、御志とにや、
民間のまづ、き事を、たが、三年の御調をと、めら
れぬ、高殿にのぼりて見給へバ、まぎ、くみえ、
よりて、高屋に、のぼりて見せバ、煙たつ、民のかまどハ、
きまひに、とぞよませまゝ、ちり、ちり、
ゆる、ちり、宮の中やぶきて、雨露もたま、
の衣やつきて、そのよを、全から、帝ハ、あきを

とみぬる見えり
既新古今も仁徳
天皇の御製とせり然
ともこの歌時平の
歌を誤りて御製とせ
るちるべし日本紀古
事記等に見えぬハ
なり

のいことなんおぼりめりら、かくて六年といふる、國
々の民おのくまわりあつまりて、大宮づくり、色々
の御調をそちへけりとぞ、ありごとかりし御政ちるべ
し、天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おそりまき
第十八代、履中天皇ハ、仁徳の太子、御母ハ磐之姫命、葛城
襲津彦の女ちり、庚子の年即位、又大倭の磐余稚櫻宮よ
ましま^す後の稚櫻の宮と申^せ天下を治めたまふ事
六年、六十七歳おほりまき
第十九代、反正天皇ハ、仁徳第三の子、履中同母の弟ちり、
丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮よましま^す天下を
治め給ふ事六年、六十歳おほりまきた
第二十代、允恭天皇ハ、仁徳第四の子、履中反正同母の弟

ちり、壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にましま^す此
の御時までハ三韓の御調、年々にかまらりし、是よ
り後ハ、常におほりらりとなん、八年己未にあこまき
し年、もろこしの晉おろびて、南北朝とな^る、宋齊梁陳あ
ひつゞきておこ^る是を南朝と云ひ、後魏北齊後周つぎ
くにおお^るを北朝とい^ふ、百七十餘年ハちりびて
たちたりき、此の天皇、天下を治めたまふ事四十二年、八
十歳おほりまき

訂正
標註

神皇正統記上卷

神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし

神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし
神皇正統記上卷の巻頭日香の宮にありし



明治二十五年一月廿三日 印刷
同 年一月廿五日 出版

版權
所有

著者

今泉定

介

著者

畠山

東京神田區柳原河岸十四番地

發行者

辻 敬

東京下谷區練堀町六十八番地

印刷者

沼尻為

東京神田區柳原河岸十四番地

發兌

普及



健之作

